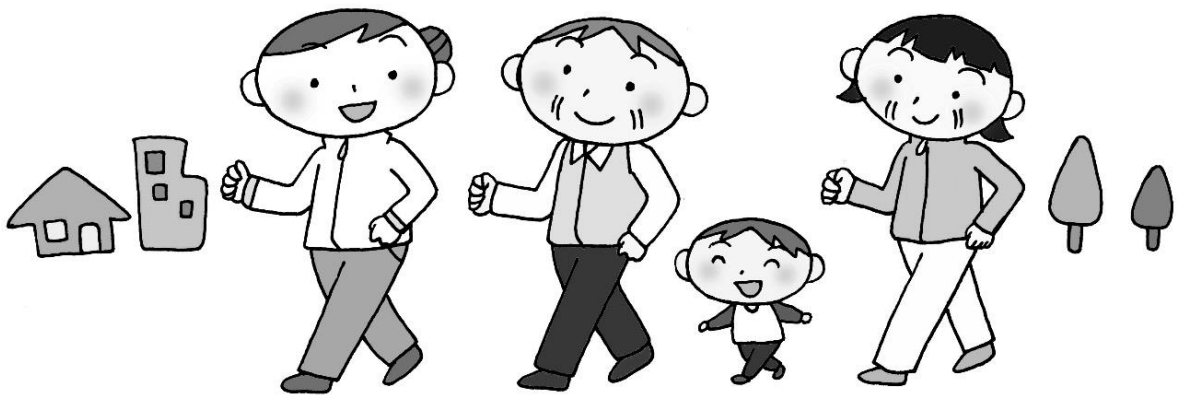


第2次 阿波市地域福祉計画



平成 29 年 3 月

阿波市

はじめに

阿波市では、これまで、平成24年3月に策定した「阿波市地域福祉計画」に基づき「みんなで支え合い築く地域福祉 快適で安心が実感できるまち・阿波」を実現するため、地域福祉体制の強化に取り組んでまいりました。



その一方で、近年、人口減少や少子高齢化が急速に進行する中、身近な地域における高齢者や障がいのある人の見守り、地域ぐるみでの子育てや子どもの安全対策の必要性が高まっていることに加え、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、地域住民が相互に支え合い、助け合う力、いわゆる「地域力」の向上が強く求められております。

そのためには、行政はもとより地域住民や関係団体の力を集結して、地域全体で支え合う仕組みが不可欠であると同時に、住民一人ひとりが地域に関心を持ち、子どもから高齢者まで、子育て中の人も障がいのある人も、すべての人が孤立することなく、地域の一員として「関わり合い」を持ち続けられるための意識づくりが何よりも重要と考えております。

こうしたことから、この度、これまでの施策の成果や課題を見直し、「ともに支え、ともに生きる」地域づくりに向けた新たな指針として、「第2次阿波市地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、「地域の支え合いによる福祉活動の推進」、「地域福祉活動に対する支援の充実」、「福祉サービスの充実と適切な利用の推進」、「安全・安心な地域づくりの推進」の4つの基本目標を掲げ、「自らの地域は自分たちで支えていく」という地域福祉の醸成を図りながら、市民や関係団体と行政が一体となった地域福祉体制の強化に取り組んでまいります。市民の皆様におかれましても、今後ともご理解、ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、この計画の策定に大きなお力添えをいただきました阿波市地域福祉計画策定委員の皆様、そしてアンケート調査等を通じ貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ関係者の方々に、心から厚くお礼申し上げます。

平成29年3月

阿波市長 野崎 國勝

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 これまでの流れ.....	2
3 地域福祉計画とは.....	3
第2章 市の地域福祉を取り巻く現状と課題.....	5
1 人口等の状況.....	5
2 世帯の状況.....	8
3 地域福祉の状況.....	10
4 第1次計画の評価.....	14
5 アンケート調査の実施.....	17
第3章 計画の方向性.....	20
1 基本理念.....	20
2 重要視点.....	21
3 基本目標.....	22
4 施策体系.....	23
第4章 地域福祉の展開.....	24
1 地域の支え合いによる福祉活動の推進【重要視点①】.....	24
2 地域福祉活動に対する支援の充実【重要視点②】.....	33
3 福祉サービスの充実と適切な利用の促進.....	43
4 安全・安心な地域づくりの推進.....	53
第5章 計画の推進体制.....	62
1 計画の推進・見守り体制の構築.....	62
2 行政の役割.....	63
3 社会福祉協議会との連携強化.....	63
4 地区別の推進体制.....	63
5 住民、ボランティア、NPO、民間事業者等の役割.....	66
6 コミュニティにおける推進体制.....	66
7 国や県等との整合・連携.....	66
資料編.....	67
1 阿波市地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	67
2 阿波市地域福祉計画策定委員名簿.....	68

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国では、平成9年の「介護保険法」の制定や、平成12年の「社会福祉法」の制定（「社会福祉事業法」からの改正）をはじめ、子どもや障がいのある人、高齢者等を対象とする各種制度の整備や福祉サービスの充実が図られてきました。しかし、近年では、避難行動要支援者の問題や生活困窮者への支援等、従来の分野別の福祉では対応できない「制度の狭間」といわれる複雑な生活課題も顕在化するようになってきました。

また、社会環境の変化や家族構成の変化、人々の価値観やライフスタイルの変化等を背景に、「無縁社会」「社会的孤立」といった新たな課題が生じています。

平成23年3月に発生した東日本大震災を契機として、地域の絆や安全・安心について関心が高まっています。また、平成25年8月に取りまとめられた「社会保障制度改革国民会議報告書～確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋～」では、「互助」の積極的な推進という方向性が示されるなど、国民相互の助け合いの大切さが改めて認識されつつあります。

市では、平成24年3月に『阿波市地域福祉計画』（以下、第1次計画という）を策定し、「みんなで支え合い築く地域福祉 快適で安心が実感できるまち・阿波」を基本理念として、市、社会福祉協議会をはじめとする民間事業者、そして地域住民の「参加・協働」による、地域の実情に応じた福祉のまちづくりを進めてきました。

この度、平成28年度末に計画年度が終了することを受け、一人暮らし高齢者世帯の増加、孤立死、ひきこもり、児童虐待の増加、貧困の拡大等、多様化する近年の様々な課題に対応し、より一層、協働による福祉のまちづくりを推進すべく、『第2次阿波市地域福祉計画』（以下、本計画という）を策定するものです。

2 これまでの流れ

(1) 第1次計画（平成24年度～平成28年度）の策定

第1次計画の策定にあたっては、地域住民等のニーズを十分に把握するため、20歳以上の市民に対するアンケート調査や、福祉関係団体代表者等へのヒアリング、パブリックコメントを実施し、地域福祉に関する市民の意識や意見を取りまとめました。

さらに、学識経験者や福祉関係団体及び地域で活動するボランティア団体等の代表者で構成された「阿波市地域福祉計画策定委員会」において内容の検討を重ねた上で、計画として策定しました。

(2) 本計画（平成29年度～平成33年度）への見直し

第1次計画期間中には、県においても台風や集中豪雨による甚大な被害が発生しました。また、平成28年4月には熊本地震も発生し、猛威を振るう自然災害の中で、地域における助け合いやつながりの大切さが再認識されました。また、市においても一人暮らしの高齢者の増加、様々な理由で支援が必要な人の増加、安全・安心な生活環境へのニーズの増加等、地域における課題の多様化が見られます。

本計画の策定にあたっては、このような社会背景を踏まえるとともに、第1次計画の評価を行い、各施策の進捗と成果を検証しました。また、市民にアンケート調査を実施するとともに、市内の福祉関係団体にもアンケート調査を実施し、地域生活や福祉の現状について伺い、地域における課題の把握に努めました。

3 地域福祉計画とは

(1) 地域福祉計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき市町村が策定する計画であり、地域福祉を推進していくための総合的な方向性を示すものです。

【社会福祉法第 107 条】

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

また、社会福祉法第 4 条では、地域福祉を推進する主体と目的を定めています。

【社会福祉法第 4 条】

(地域福祉の推進)

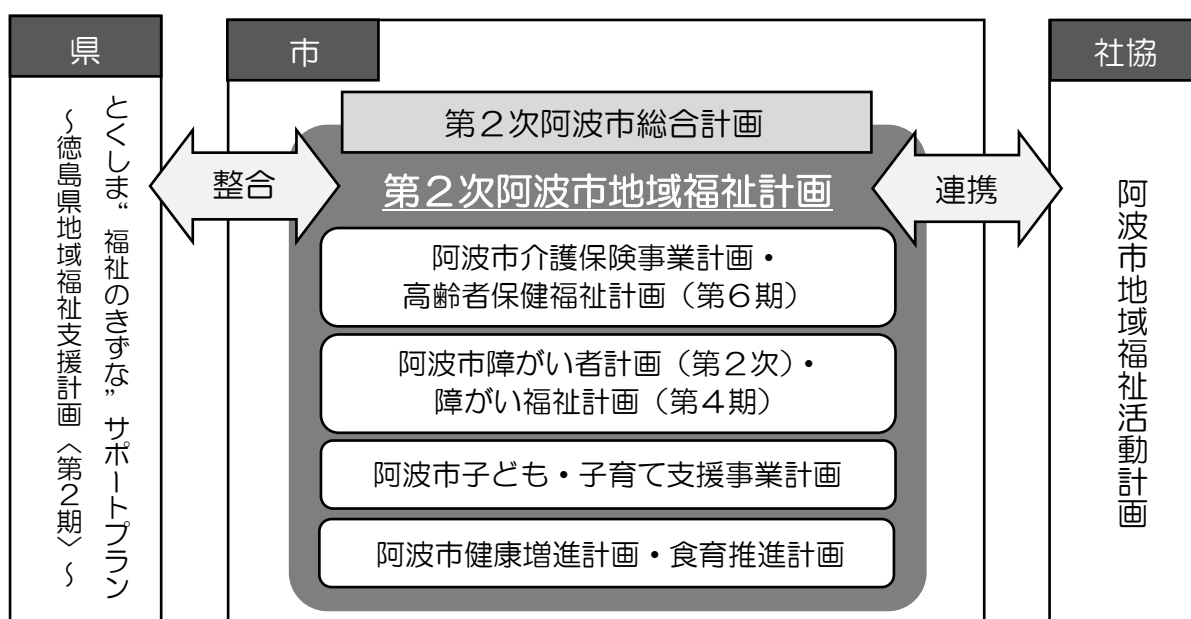
第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

市では、こうした地域の助け合いによる福祉を推進するために、人と人とのつながりを基本とした顔の見える関係づくりや共に生きる社会づくりを目指すための「理念」と「仕組み」をつくるための計画として本計画を策定し、平成 25 年度に社会福祉協議会が策定した『阿波市地域福祉活動計画』と連携を図りながら、地域福祉を推進します。

(2) 本計画の位置づけ

本計画は、県の『とくしま“福祉のきずな”サポートプラン（徳島県地域福祉支援計画）＜第2期＞』及び、市の最上位計画である『第2次阿波市総合計画』と整合を図りながら、地域福祉を総合的に推進する理念を定め、より具体的にまちづくりについての方向性を示すものです。

また、「介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画（第6期）」「障がい者計画（第2次）・障がい福祉計画（第4期）」「子ども・子育て支援事業計画」「健康増進計画・食育推進計画」等の既存の福祉関係計画を内包する計画とするとともに、社会福祉協議会策定の『地域福祉活動計画』と連携を図りながら、地域福祉の観点から市民のよりよい生活支援を行います。



(3) 本計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

尚、計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜見直しを行います。

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
第2次阿波市地域福祉計画					
				策定準備	次期計画

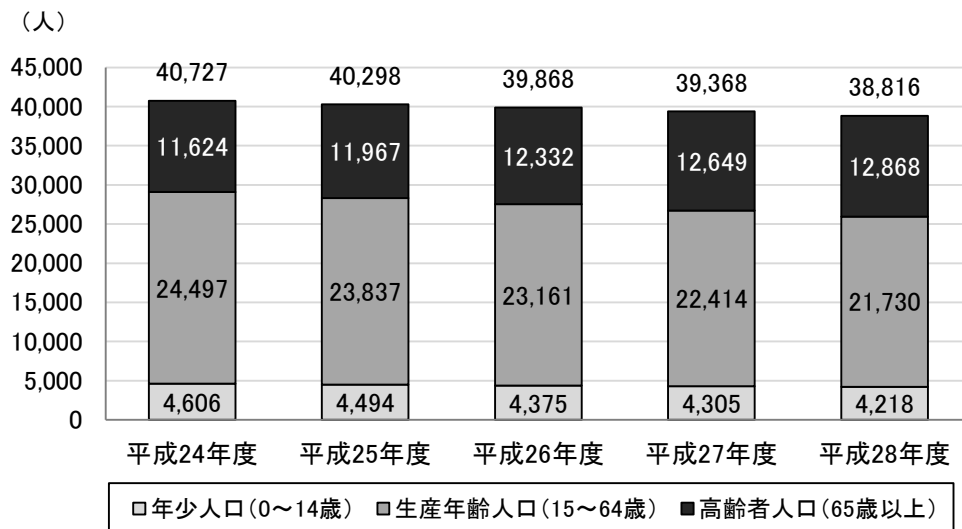
第2章 市の地域福祉を取り巻く現状と課題

1 人口等の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移

総人口は近年、年々減少しています。年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）が減少する一方で、高齢者人口（65歳以上）は増加しています。

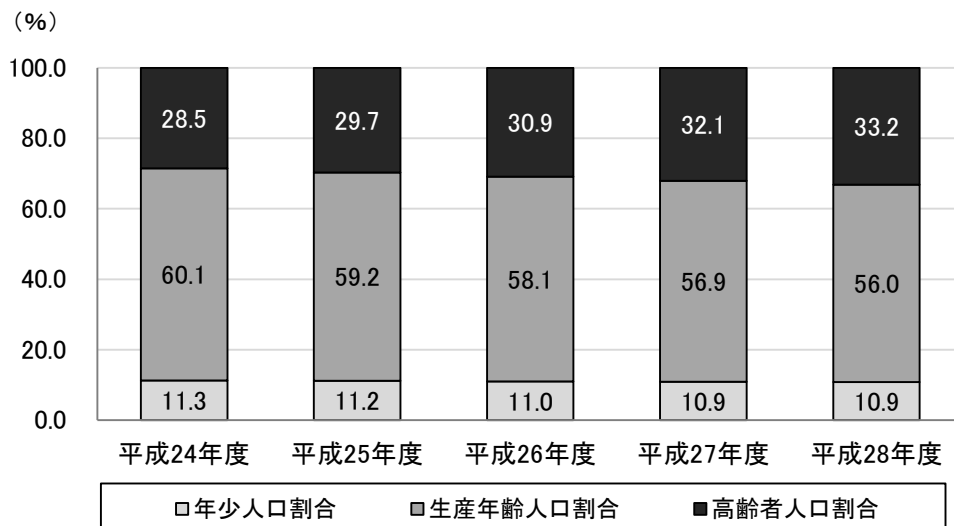
●〇年齢3区分別人口の推移



(2) 年齢3区分別人口割合の推移

年齢3区分別人口割合をみると、高齢者人口割合（高齢化率）は平成28年度に33.2%となっており、3人に1人が高齢者という状況です。

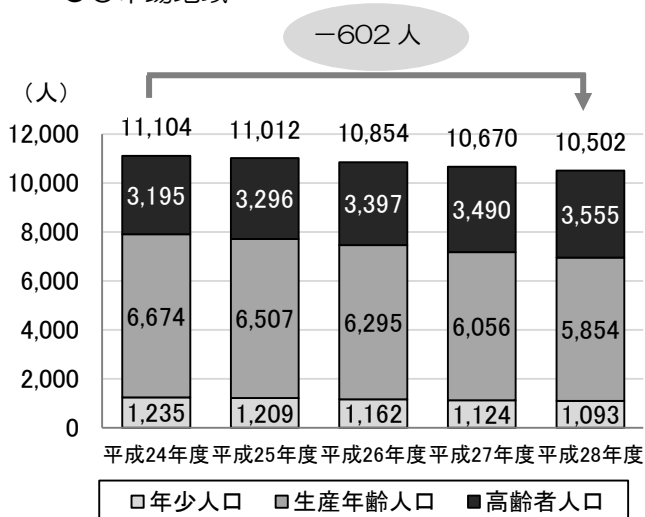
●〇年齢3区分別人口割合の推移



(3) 地域別の年齢3区分別人口の推移

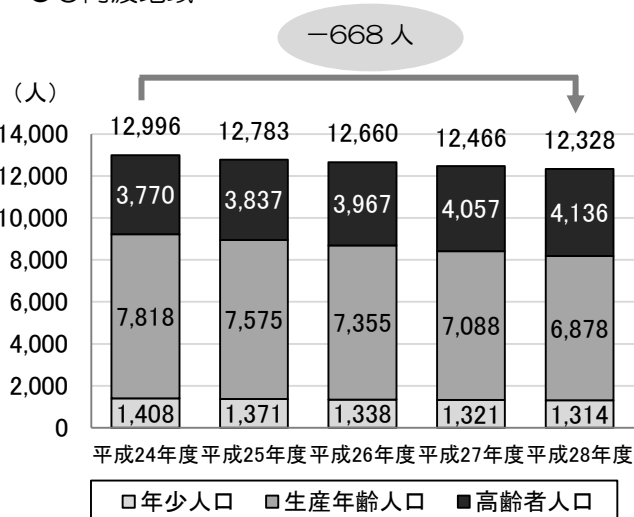
地域別に年齢3区分別人口をみると、地域の総人口では阿波地域がもっとも多く、吉野地域がもっとも少なくなっていますが、どの地域も年々減少しています。高齢化率はどの地域も年々上昇しており、市場地域が33.9%ともっとも高くなっていますが、ほぼ地域差はない状況です。

●○市場地域



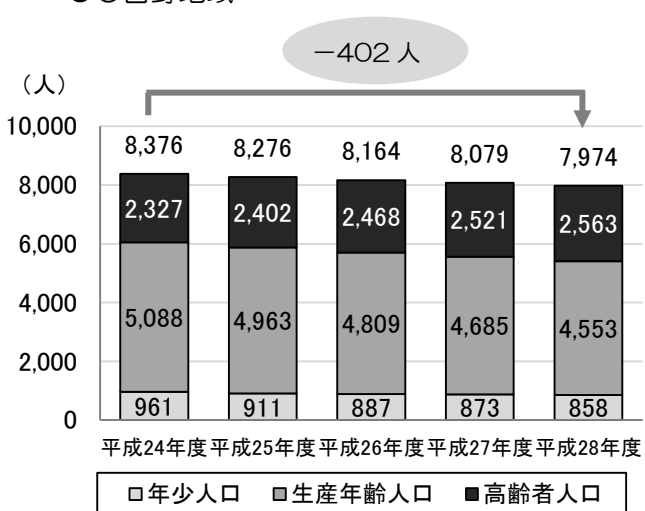
市場地域	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
高齢化率	28.8%	29.9%	31.3%	32.7%	33.9%

●○阿波地域



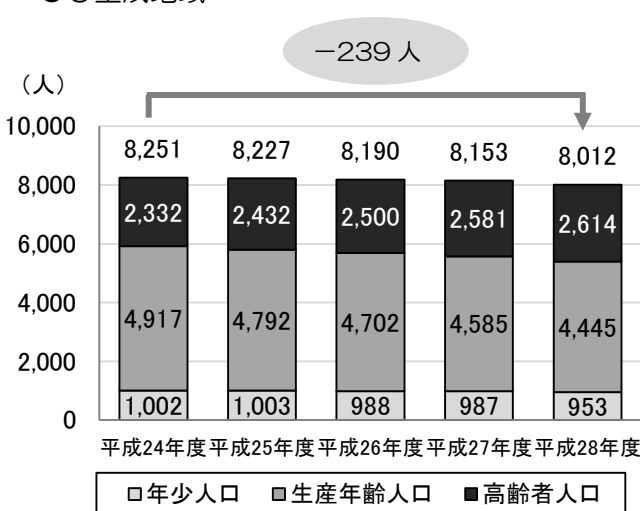
阿波地域	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
高齢化率	29.0%	30.0%	31.3%	32.5%	33.5%

●○吉野地域



吉野地域	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
高齢化率	27.8%	29.0%	30.2%	31.2%	32.1%

●○土成地域

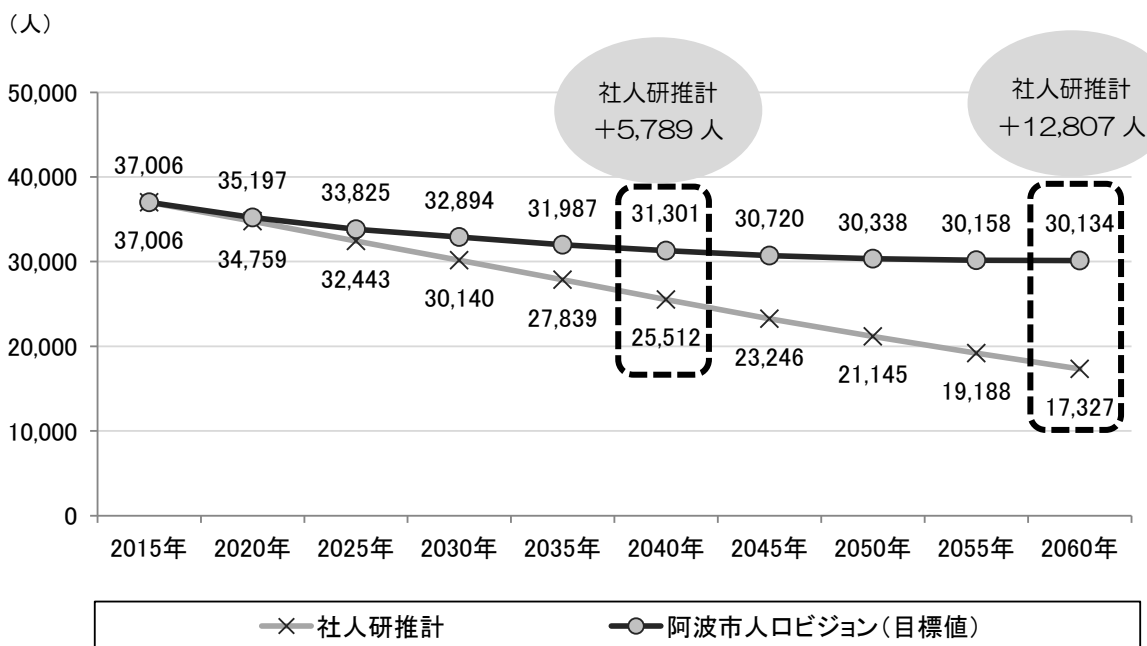


土成地域	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
高齢化率	28.3%	29.6%	30.5%	31.7%	32.6%

(4) 総人口の推計

総人口は国立社会保障・人口問題研究所（社人研）によると、2060年には17,327人にまで減少すると推計されていますが、本市は人口減少対策施策を実施することで、30,000人を維持する目標となっています。

●○総人口の推計（社人研推計及び阿波市人口ビジョンの目標値）



資料：阿波市人口ビジョン

※阿波市人口ビジョンの総人口の推計は、2010年（平成22年）までの国勢調査を基に、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が算出しています。

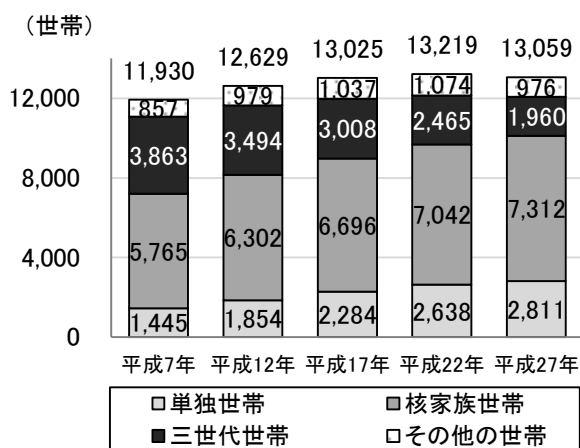
社人研推計では、2015年（平成27年）には37,006人になると見込まれていましたが、住民基本台帳による実績値（P.5（1）総人口及び年齢3区分別人口の推移）をみると、39,368人となっています。

2 世帯の状況

(1) 世帯類型別の推移

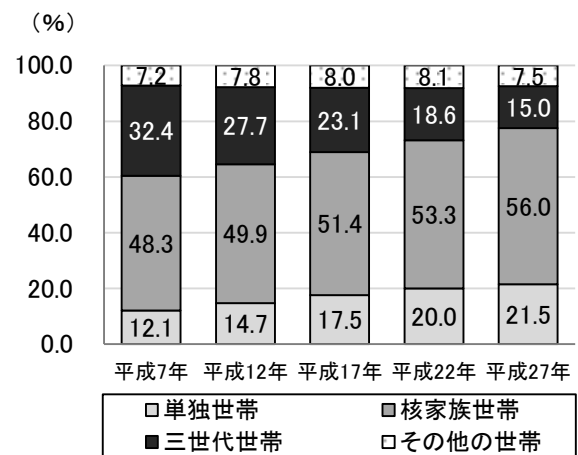
世帯の総数は、平成22年までは増加していましたが、平成27年には減少し、13,059世帯となっています。また、世帯類型別の構成比をみると、単独世帯及び核家族世帯の割合が上昇する一方、三世帯世帯の割合は低下しています。

●○世帯類型別世帯数の推移



資料：国勢調査

●○世帯類型別構成比の推移



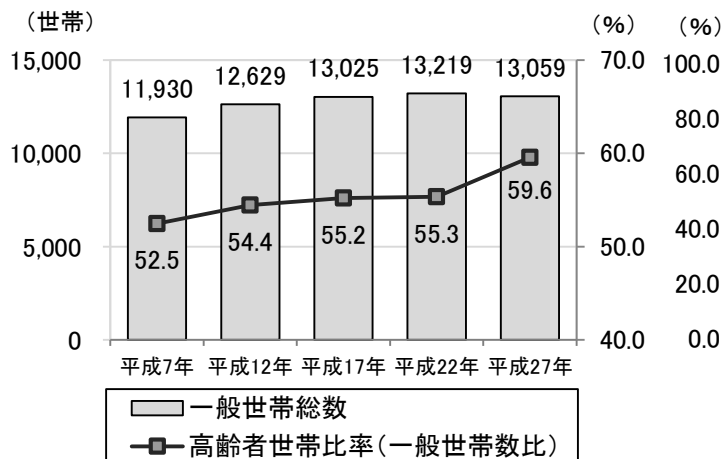
資料：国勢調査

(2) 高齢者世帯の状況

高齢者世帯比率は年々上昇し、平成27年には59.6%となっています。

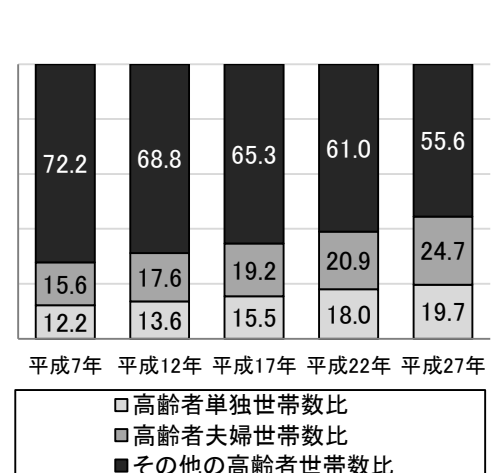
高齢者世帯の状況（比率）をみると、高齢者単独世帯数比、高齢者夫婦世帯数比ともに上昇しています。

●○一般世帯総数と高齢者世帯比率



資料：国勢調査

●○高齢者世帯の状況（比率）

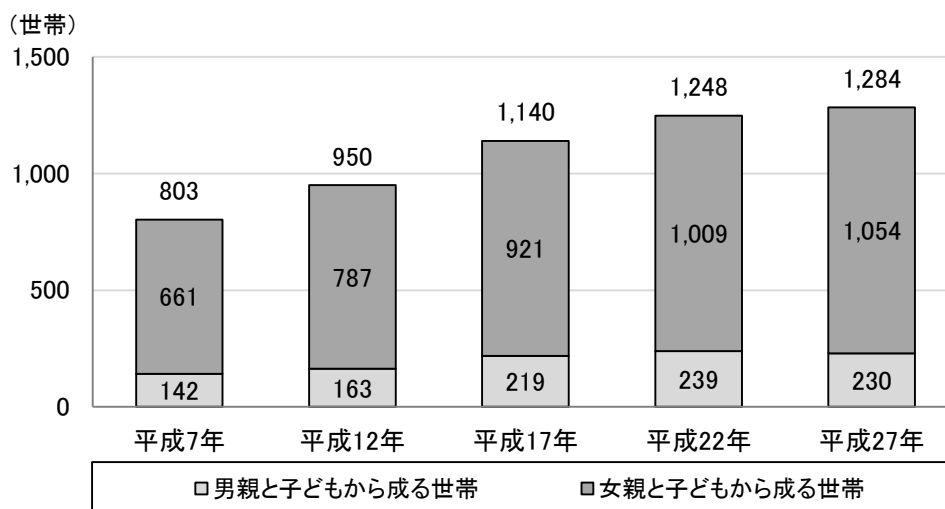


資料：国勢調査

(3) ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯の総数は年々増加し平成27年には1,284世帯となっています。特に、女親と子どもから成る世帯は平成22年には1,000世帯を超え、平成27年には1,054世帯となっています。

●○ひとり親世帯数の推移

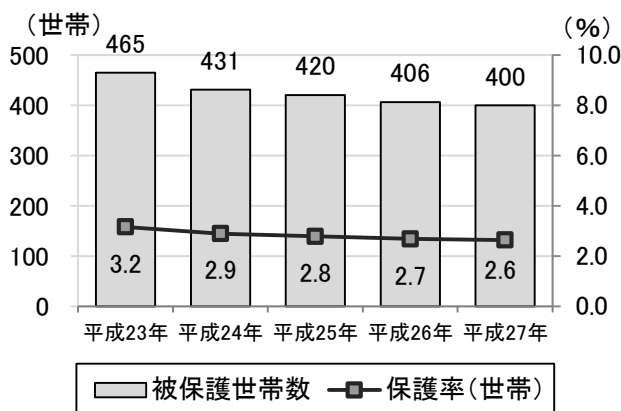


資料：国勢調査

(4) 生活保護世帯及び人口の推移

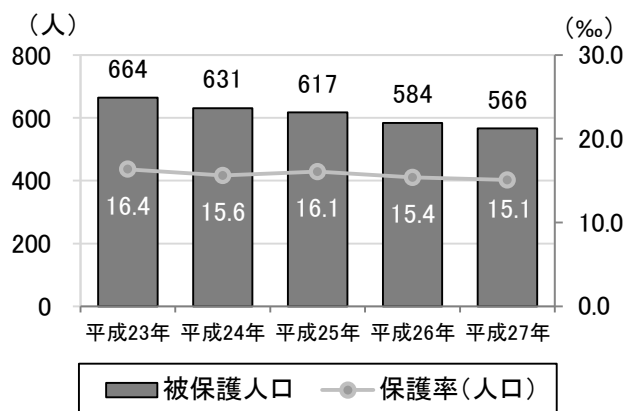
生活保護については、被保護世帯数、人口ともに減少しています。保護率をみると、世帯は年々低下しており、平成27年には2.6%となっています。人口は、平成26年以降、低下しており、平成27年には15.1%（人口1,000人あたりの生活保護率）となっています。

●○被保護世帯数及び保護率の推移



資料：阿波市社会福祉課

●○被保護人口及び保護率の推移



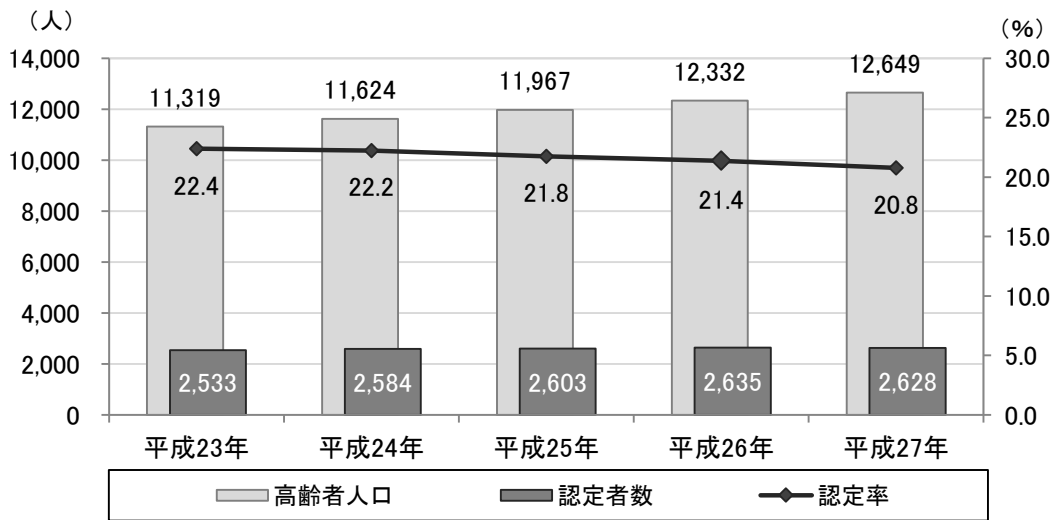
資料：阿波市社会福祉課

3 地域福祉の状況

(1) 要介護（要支援）認定者数及び認定率の推移

要介護（要支援）認定者数は微増傾向にありましたが、平成 27 年にはわずかに減少し、2,628 人となっています。高齢者人口が増加する中で、要介護（要支援）の認定率は年々低下しており、平成 27 年には 20.8% となっています。

●○要介護（要支援）認定者数及び認定率の推移

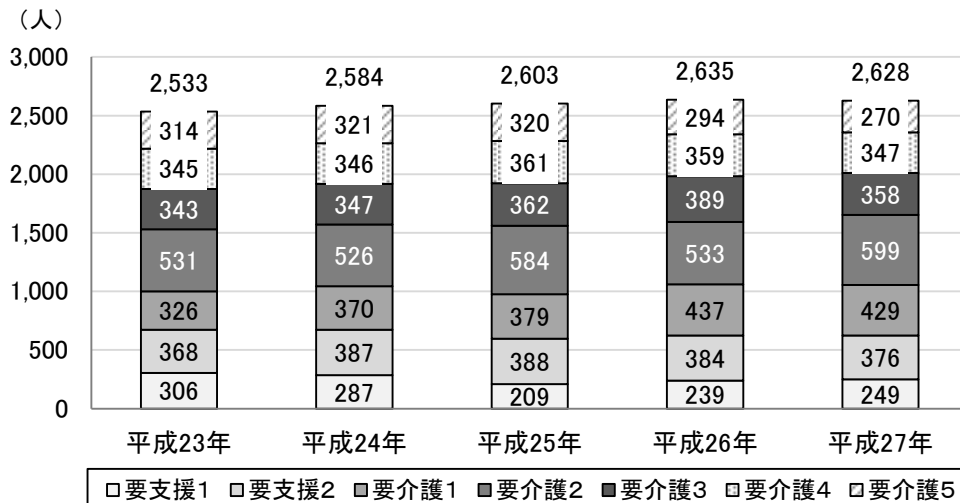


資料：阿波市介護保険課

(2) 要介護（要支援）度別認定者数の推移

要介護（要支援）度別にみると、要介護2がもっとも多くなっています。それぞれの要介護（要支援）度別ともに年によって増減はありますが、平成 25 年以降、要支援1が増加する一方、要介護4ならびに要介護5は減少しています。

●○要介護（要支援）度別認定者数の推移

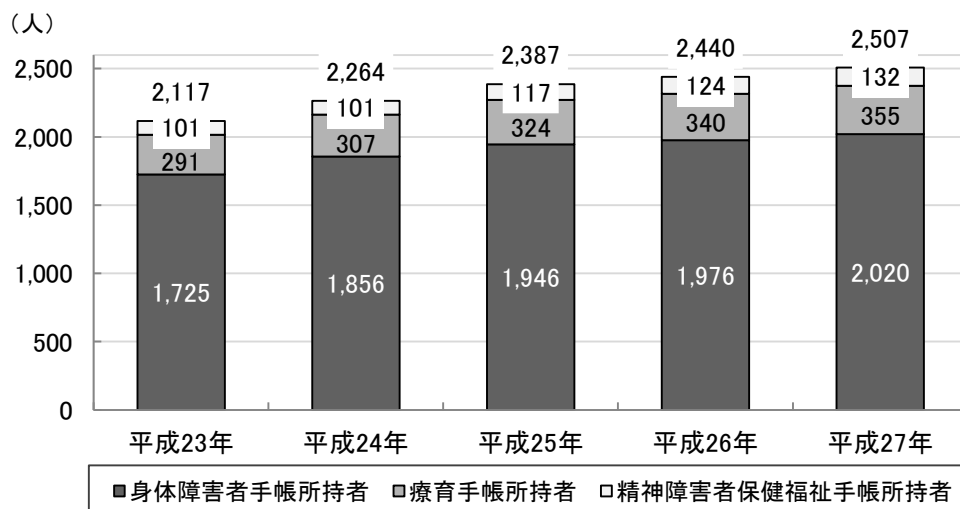


資料：阿波市介護保険課

(3) 障害者手帳所持者数の推移

すべての障害者手帳において所持者数は増加しており、平成27年には2,507人となっています。

●○障害者手帳所持者数の推移

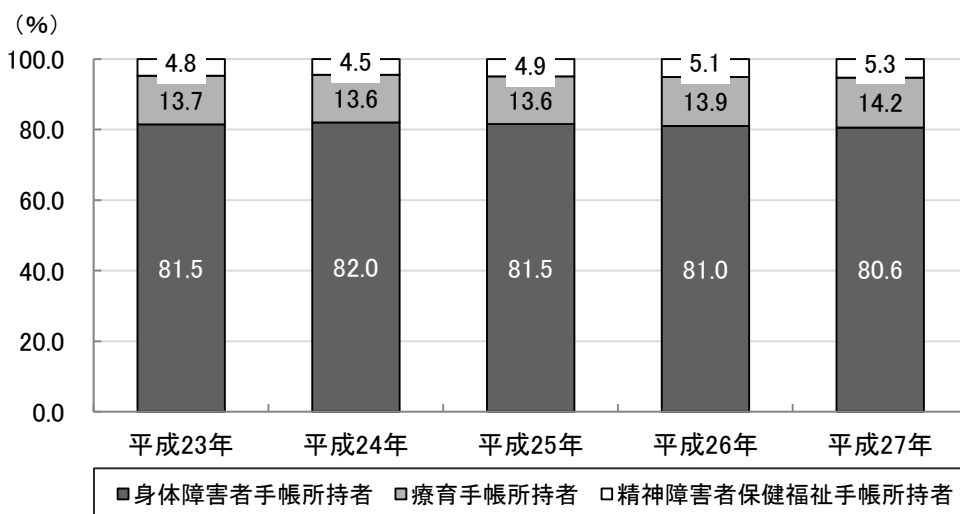


資料：阿波市社会福祉課

(4) 障害者手帳所持者の割合の推移

障害者手帳所持者の割合をみると、身体障害者手帳所持者は低下傾向にありますが、依然8割を超え、もっとも高くなっています。一方、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は上昇傾向にあります。

●○障害者手帳所持者数の割合の推移



資料：阿波市社会福祉課

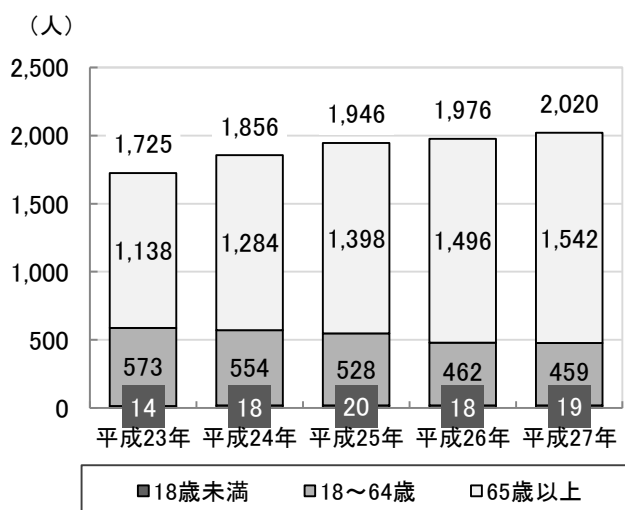
(5) 身体障害者手帳所持者数の状況

年齢別にみると、18～64歳では減少していますが、65歳以上では増加しており、18歳未満はほぼ横ばいとなっています。

程度別にみると、5級が平成25年以降、減少している以外は、すべての等級で増加しています。人数では1級がもっとも多く、次いで4級となっています。

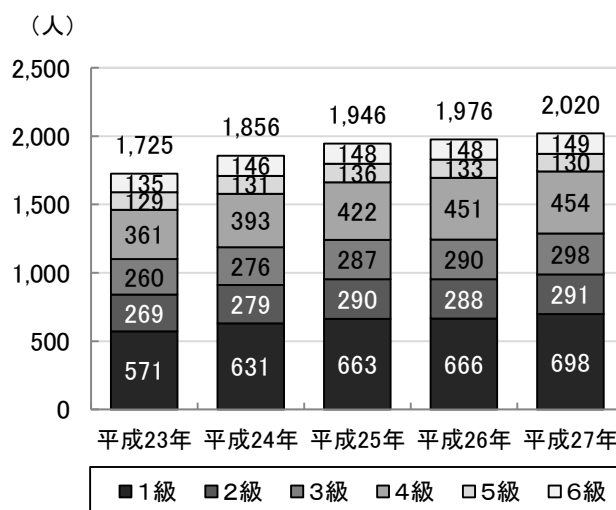
障がいの種類別にみると、肢体不自由がもっとも多く、年々増加しています。視覚障害、内部障害も増加しています。

●○【身体】年齢別の手帳所持者数の推移



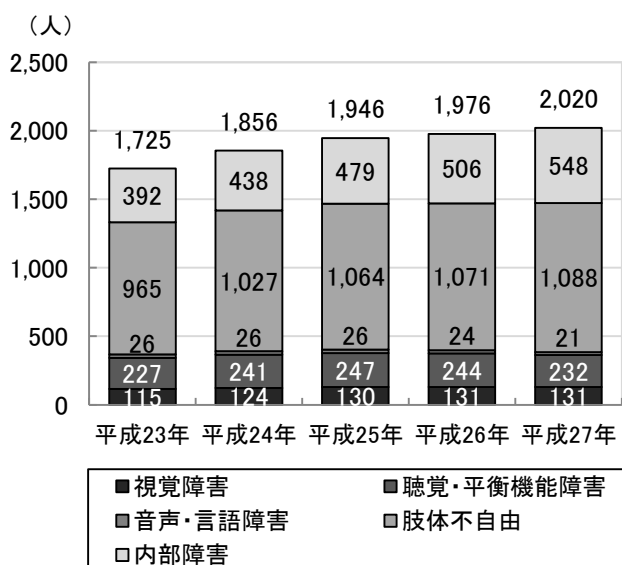
資料：阿波市社会福祉課

●○【身体】程度別の手帳所持者数の推移



資料：阿波市社会福祉課

●○【身体】障がいの種類別の手帳所持者数の推移



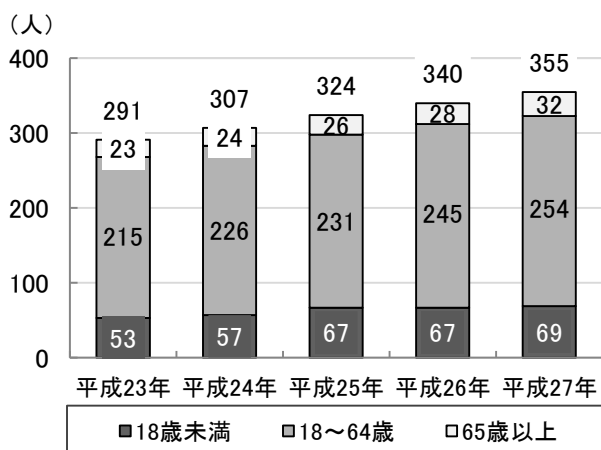
資料：阿波市社会福祉課

(6) 療育手帳所持者数の状況

年齢別にみると、すべての年代で増加しています。

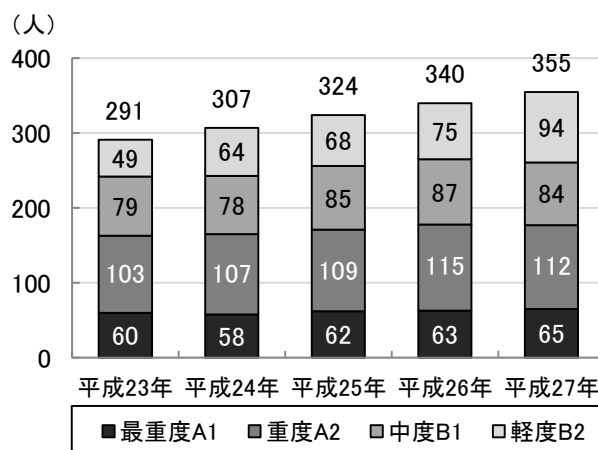
程度別にみると、重度A2、中度B1は平成27年にわずかに減少していますが、すべての等級で増加傾向にあります。平成27年の人数は重度A2がもっとも多く、次いで軽度B2となっています。

●○【療育】年齢別の手帳所持者数の推移



資料：阿波市社会福祉課

●○【療育】程度別の手帳所持者数の推移



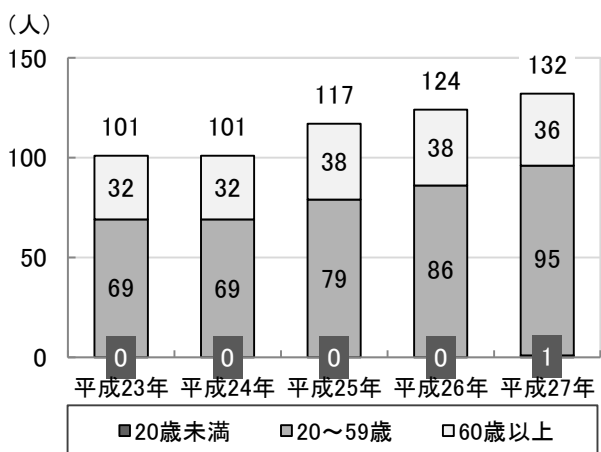
資料：阿波市社会福祉課

(7) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

年齢別にみると、年によって微増微減はありますが、すべての年代で増加傾向にあります。

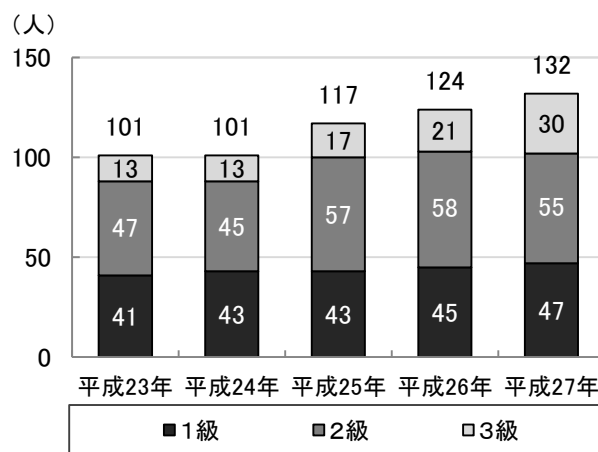
程度別にみると、3級は年々増加しており、1級も増加傾向にあります。人数では2級がもっとも多くなっています。

●○【精神】年齢別の手帳所持者数の推移



資料：阿波市社会福祉課

●○【精神】程度別の手帳所持者数の推移



資料：阿波市社会福祉課

4 第1次計画の評価

(1) 『サービスを利用しやすい環境づくり』について

① 情報を届ける仕組みの充実

「広報阿波」等をテープに音声録音したり、手話通訳者派遣事業や要約筆記奉仕員派遣事業を実施したりするなど、情報バリアフリーを推進してきましたが、新規の利用者が少ないという現状です。今後は、サービスを知らずに利用できない人がいないよう、幅広い周知が求められます。

② 相談体制の充実

担当各課が適切な対応に努めてきましたが、庁舎が広がったこともあり、相談に来られた人に対して迅速な対応が困難な場合があります。今後は、関係機関の連携強化を図り、住民の相談に的確に対応できる体制の確立が求められます。

③ 福祉サービス等の基盤整備と質の向上

高齢者の事業については、「第6期阿波市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」に基づき、利用者のニーズに応じたサービスの提供に努めてきました。今後は、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、各地域に応じた地域包括ケアシステムの構築が求められます。

また、子育て支援については、「阿波市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼稚園の預かり保育を実施するなど、子どもと子育て世帯の支援を推進してきました。今後は、保育と就学前教育のより一層の充実を図るため、保育所・幼稚園の整備を進めることが求められます。

④ 福祉サービス利用者の権利擁護

社会福祉協議会と連携して日常生活自立支援事業を実施するとともに、成年後見制度利用支援事業を推進し、福祉サービス利用者の権利擁護に努めてきました。また、研修会等を開催し、住民への啓発も行ってきましたが、周知が十分とは言えない状況です。今後は、より効果的な周知方法を検討・実施し、さらなる福祉サービス利用者の権利擁護を推進することが求められます。

⑤ ケアマネジメントの充実

阿波市介護支援専門員連絡会を定期的に開催し、市外の介護支援専門員等も含め、地域ケアマネジメント体制の強化に取り組んできました。現在障がい福祉関係との連携も進めています。さらなる強化が必要です。今後は、ケアマネジメントの質の向上に努めていくとともに、分野を問わず相談しやすい体制づくりが求められます。

⑥公共施設の有効活用・充実

新庁舎とともに交流防災拠点施設アエルワの建設において、ユニバーサルデザインを推進しましたが、既存の拠点等のバリアフリー化が遅れている状況です。今後は、誰もが使いやすい公共施設の整備を推進し、地域の交流拠点として活用できるよう検討していくことが求められます。

(2)『地域福祉を支える多様な担い手の育成』について

①啓発・広報活動の充実

市広報紙やホームページ、CATVで各種団体の活動を紹介するなど、市民への情報提供を行うとともに、福祉に対する意識の向上を図ってきました。今後は、住民主体の地域福祉を推進するため、新たな情報提供媒体を検討するなど、より一層の啓発・広報活動を進めていく必要があります。

②福祉学習の推進

介護予防講演会や男女共同参画講演会、人権講演会等、各種啓発のための講演会を開催し、啓発を行ってきましたが、参加者が低調、固定化しているといった課題があります。また、認知症サポーター養成の講座等を開催するなど、地域福祉の担い手の育成に努めてきましたが、実施箇所が少ないといった課題があります。今後は、様々な場面において学習する場や機会を提供するとともに、福祉学習の周知・啓発を強化することが求められます。

③ボランティア活動の推進

介護予防サポーター研修やヘルスマイト養成講座を実施し、サポーターの育成と資質向上に努めていますが、会員の高齢化や会員数の減少等、課題があります。今後は、育成したサポーターのボランティア登録を推進し、その活動を社会福祉協議会とともに支援するなど、幅広い市民参加を促進することが求められます。

④各種団体等の活動支援

社会福祉協議会、民生委員・児童委員をはじめ、老人クラブや婦人団体等、各種団体の活動を支援してきましたが、団体によっては連携体制が十分ではないところがあります。また、団体同士の情報共有や連携が不十分などところが見られます。今後は、市と各種団体の連携を強化するとともに、団体同士が意見交換や交流を持てる場や機会を提供することが求められます。

(3) 『地域で支え合うネットワークづくり』について

①要援護者の把握と支援体制の整備

高齢者や子ども、障がいのある人等を地域で見守るネットワークづくりを進めてきましたが、現在の体制では市内全域を見守るのは厳しい状況です。また、相談対応についても、見守りを必要とする人やその家族の相談内容が多様化・複雑化しており、職員の資質向上と関係機関との連携の強化が求められます。

②交流活動の推進

地域におけるイベントや小地域交流サロン等において、幅広い世代の交流を促進するとともに、障がい者スポーツ大会への中学生ボランティアの参加等、障がいのある人への理解促進と交流の活性化を図ってきました。今後は、年齢や障がいの有無に関わらず、すべての地域住民が活発に交流できるよう、場や機会を充実していくことが求められます。

③外出・移動支援の充実

路線バスや介護タクシー等と連携し、市民の移動手段の確保に努めてきましたが、バスを利用できない人や、一人での外出が困難な人等の移動支援について課題があります。今後は、誰もが安全かつ円滑に移動ができるよう、関係機関との連携を一層強化するとともに、新たな移動手段を検討することが求められます。

④災害時や緊急時の支援体制の充実

地域ぐるみの防災体制充実のため、自主防災組織の結成を推進してきましたが、結成率が伸び悩んでおり、防災に対する意識についても地域差が見られます。今後は、市広報紙やホームページで啓発を行い、市民の防災意識の向上を図るとともに、避難行動要支援者の把握と、その支援のためのネットワークを構築していくことが求められます。

⑤防犯活動の推進

防犯に関する講習会や交通安全教室等を開催し、市民の防犯や交通安全に対する意識の向上を推進してきました。また、子どもについては、青少年育成センターや民生委員・児童委員による登下校のパトロールやスクールガードリーダーによる登下校時の見守りなど、地域で子どもの安全を守る取り組みを進めてきました。今後は、関係機関の連携を強化するとともに、住民参加、住民主体による活動へとつながっていくよう、体制づくりを行うことが求められます。

5 アンケート調査の実施

本計画をより実情に即したものとするため、計画策定に先立って、20歳以上の市民2,000人に対してアンケートを実施しました。

●○調査概要

調査対象者：無作為抽出した20歳以上の市民2,000人
調査期間：平成28年7月25日（月）～平成28年8月12日（金）
調査方法：郵送による配付・回収

調査票の配布と回収については、以下のとおりとなっています。

●○配布・回収結果

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
20歳以上の市民	2,000件	724件	36.2%

尚、アンケート結果については、『第4章 地域福祉の展開』の『市の現状』において、関連する結果を掲載しています。

地域について
考えました！

高校生によるワークショップ



将来の阿波市を担う高校生に、地域について考える機会を持つことで、自分の住む地域や地域福祉に関心を持ってもらうことを目的に、市内2校の高等学校においてワークショップを開催しました。

① 県立阿波高等学校

実施日：平成28年8月2日（火）

実施場所：阿波市社会福祉協議会 土成支所（土成保健センター）

参加者：県立阿波高等学校 JRC部のみなさん

【ワークショップで出た意見】

◆阿波市のいいところ・好きなおところ

＜人について＞

- 地域の人が優しい
- 温かい人が多い
- 近所の人みんなフレンドリー
- 顔見知りの方が話しかけてくれる
- 近所付き合いがよい
- あいさつしてくれる

＜安全について＞

- 事件が少ない
- 安全
- 平和

＜環境・自然について＞

- 自然が豊か
- 緑が多い
- 空や空気がきれい

＜自然体験について＞

- 畑や田んぼが多く、田植えや稲刈り体験ができる

＜いじめについて＞

- 学校でのいじめが少ない

◆阿波市のちょっと残念なおところ

＜安全について＞

- 道路の凸凹が多い
- 道が狭い
- 交通マナーが悪い
- 街灯が少ない

＜地域について＞

- お年寄りが多い
- 大名行列がなくなった
- 昔からある商店街がたくさん閉まってきている

＜交通について＞

- 不便
- バス等の交通手段がない
- 電車（汽車）が通っていない

＜施設や店舗等について＞

- 公共施設が少ない
- 図書館以外に勉強できる場所がほしい
- スーパーやコンビニが近くにない
- 遊べるおところが少ない

◆阿波市（地域）に望むこと

- 自然の豊かさを残しつつ、交通手段の普及を進めてほしい
- 犯罪や強盗のないまちがいい
- もっと子どもが増えてほしい
- もっと地域行事が増えてほしい

◆地域の中で私たちにできること

- 地域の行事に積極的に参加する

私たちが地域行事に参加することで、地域の絆がより深まって、もっと元気になればいいなと思いました！



②県立阿波西高等学校

実施日：平成28年11月18日（金）

実施場所：県立阿波西高等学校

参加者：県立阿波西高等学校 福祉コース・生徒会・JRC部のみなさん

【ワークショップで出た意見】

◆私たちが感じる地域の範囲

- ・阿波市
- ・旧町単位
- ・自分が住んでいる町
- ・自分が行動している範囲
- ・町の中でも自分が住んでいる地区
- ・家から自分が行ったことのある県内の一番遠いところまで

地域の範囲も
人によって
様々だね

阿波市

◆地域でしていること

- ・あいさつ
- ・ごみ拾いなどの清掃活動
- ・クリーンサクセン
- ・ボランティア（授業や部活動で参加）
- ・地域の人たちで神輿を担ぐ
- ・神社のお祭りに参加する
- ・年越し神社
- ・地安会
- ・ママさんバレーやサッカーなどのスポーツ
- ・近所のお手伝い（田植えなど）
- ・子ども祭りや祭りのお手伝い
- ・花植え

◆最近の地域を見て感じること

- ・高齢者が多い、増えている
- ・一人暮らしの高齢者が増えた
- ・元気なお年寄りをよく見かける（散歩や運動をしている）
- ・高齢者住宅が増えてきた
- ・介護施設の送迎車をよく見かける
- ・子どもが少ない、減っている
- ・子どもたちが外で遊んでいるところをあまり見ない
- ・核家族化の進行により、孤立化や所在不明が増えていると思う
- ・空地や空き家、耕作放棄地が増えた
- ・放置されている空き家がある
- ・相互扶助が必要だと思う
- ・近所同士仲がいい
- ・元気
- ・平和

◆地域の中で私たちにできること

- ・あいさつをする（元気よく・見かけた人みんなに）
- ・笑顔で接する
- ・困っていたら助けてあげる
- ・気配りをして自ら声かけ
- ・近所の人ともっと仲良く
- ・ボランティアに参加する
- ・定期的にボランティアをする習慣をつくる
- ・相互扶助
- ・高齢者等の話し相手になる（一人暮らしの人等、淋しい思いをしないように）
- ・みんなでラジオ体操
- ・積極的に地域行事に参加する
- ・一所懸命する！

自分たちにできる
ところから、地域に
関わっていきたく
と思いました！



第3章 計画の方向性

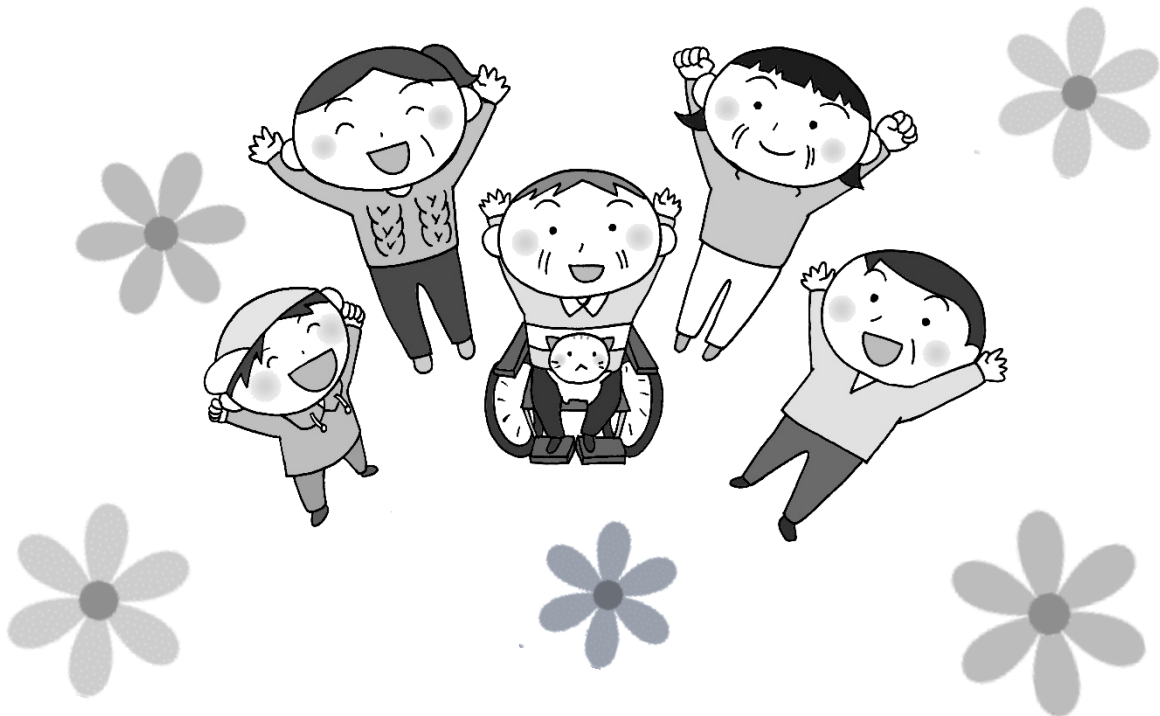
1 基本理念

本市では、第1次計画において「みんなで支え合い築く地域福祉 快適で安心が実感できるまち・阿波」を基本理念に掲げ、地域の中で、住民、ボランティア団体、行政等が協力して、互いに支え合いながら、地域福祉の仕組みや基盤づくりを進め、人々が住み慣れた地域で快適に安心して暮らせるまちづくりを進めてきました。

第2次計画となる本計画においても、住民や各種団体、社会福祉協議会、行政等のさらなる協力・連携体制の強化を図り、地域全体、また市全体が一体となって、みんなの支え合いによる地域福祉を推進し、本市に住む誰もが、快適さと安心を実感した生活が送れるよう、第1次計画の基本理念を引き継ぐものとします。

基本理念

みんなで支え合い築く地域福祉
快適で安心が実感できるまち・阿波



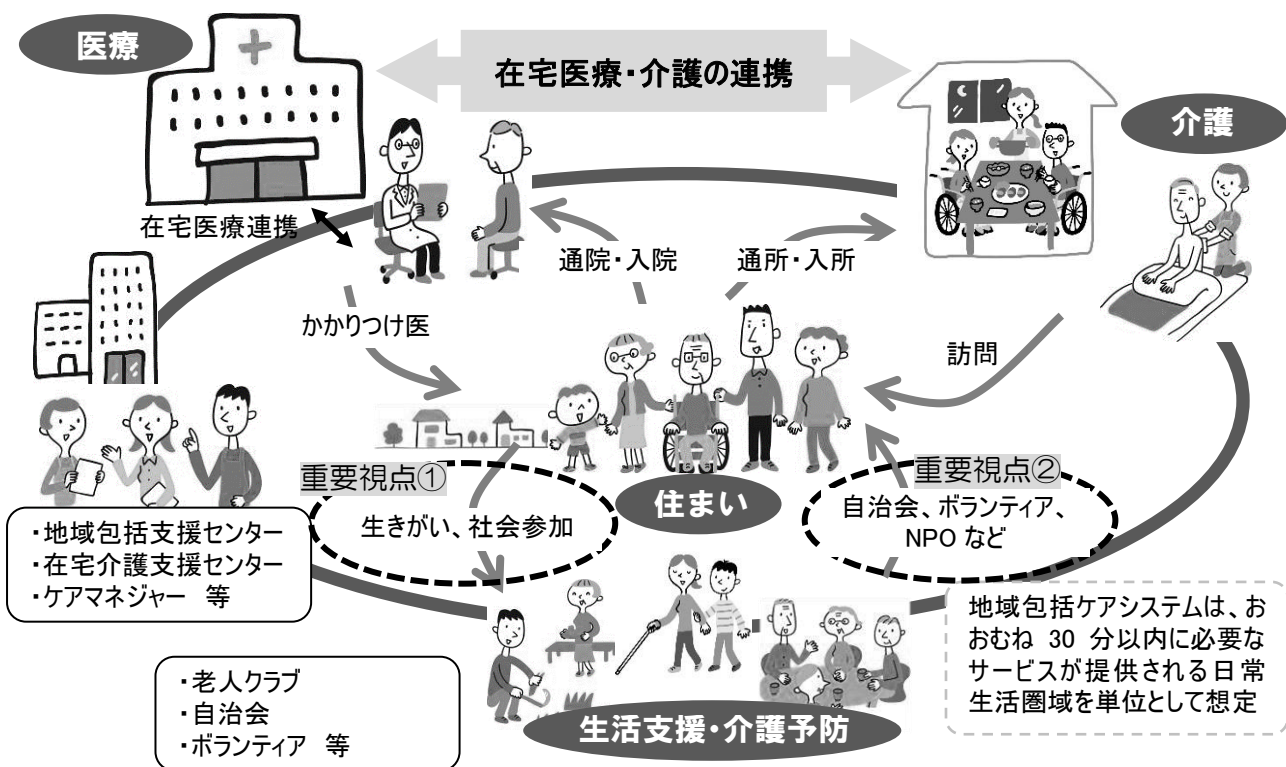
2 重要視点

国では、平成 28 年に『「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部』を設置し、「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけ、平成 29 年の介護保険法の法改正、30 年度・33 年度の介護・障がい福祉の報酬改定、さらには 30 年度にも予定されている生活困窮者支援制度の見直しに向けて、横断的に幅広く検討を行うとしています。また、「認知症施策推進 5 か年計画」（オレンジプラン）を改め、平成 29 年度末を当面の目標設定年度とした新オレンジプランを策定し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりの推進という基本的な考え方の下、具体的な施策として、認知症総合支援事業を掲げています。

「地域共生社会」とは、福祉は与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉等の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会のことをいいます。

本市では、国の動きを踏まえ、地域包括ケアシステムを高齢者だけでなく、障がいのある人や子ども等、幅広い人々を対象とする仕組みへと発展させるなど、この「地域共生社会」の実現のための視点を踏まえ、本計画を策定するものとします。

●○地域包括ケアシステムのイメージ



重要視点

- ①地域における住民の交流や生きがいづくりの促進
- ②より活発な地域活動のための活動支援の促進

3 基本目標

(1) 地域の支え合いによる福祉活動の推進【重要視点①】

本市では、高校生ワークショップでも「近所付き合いがよい」という意見が多数出るなど、都市圏と比べると地域のつながりの深い方ですが、ライフスタイルの変化や新興住宅地の増加等により、そのつながりが段々と薄れてきていることも事実です。

地域福祉推進のためには、住民の相互の助け合い、支え合いが不可欠です。まずは自分たちの住む地域に関心を持ってもらい、一人でも多くの人に地域活動に参画してもらえよう働きかけるとともに、地域における住民の交流の場の創出に努め、障がいの有無や年齢、性別に関わらず、地域に住むすべての人が、生きがいを持って暮らせるまちづくりを推進します。

(2) 地域福祉活動に対する支援の充実【重要視点②】

地域福祉活動は、住民やボランティア、各種団体等、多くの担い手によって実施されます。地域福祉活動を支える一人ひとりが、日々の生活や活動において地域課題に目を向け、主体的に行動することが重要です。

本市では、これまでも活動団体の立ち上げの支援や、福祉団体と連携した福祉教育の展開等、活発な地域活動を推進してきました。今後も、活動主体それぞれの主体性を育む支援を行うとともに、すべての住民の地域福祉に対する意識の高揚を図るため、学校教育や生涯学習における福祉教育の充実を図ります。

(3) 福祉サービスの充実と適切な利用の推進

全国的な傾向と同様に、本市においても少子高齢化、核家族化が進行する中、市民の生活課題の解決に向け、状況に応じて関係機関が連携を図り、誰もが必要な時に安心して福祉サービスを利用できることが重要です。

本市では、個々の対応の強化を図るとともに、多様なケースにも柔軟に対応するため、関係各所の連携体制を構築してきました。今後も、支援を必要とする人が、円滑に適切なサービスを利用できるよう支援の充実を図るとともに、関係各所の連携体制の強化に努めます。

(4) 安全・安心な地域づくりの推進

本市では、「快適で安心が実感できるまち」を理念の中に掲げ、平成27年にはユニバーサルデザインを取り入れた新庁舎と交流防災拠点施設であるアエルワが完成するなど、市民が安全に安心して暮らせるまちづくりを進めてきました。今後も、南海トラフ大地震等の災害に備え、地域における防災活動の充実を図るとともに、災害時の避難支援の体制づくりに努めます。また、公共施設等におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進します。

4 施策体系

基本理念「みんなで支え合い築く地域福祉 快適で安心が実感できるまち・阿波」の実現を目指し、本計画の基本目標と施策の方向を次のとおり設定します。

みんなで支え合い築く地域福祉
快適で安心が実感できるまち・阿波

1. 地域の支え合いによる福祉活動の推進【重要視点①】

- (1) 地域活動への参加促進
- (2) 交流の場づくり・仕組みづくりの推進
- (3) 外出・移動支援の充実
- (4) 健康づくり・生きがいつくりを通じた地域力の育成

2. 地域福祉活動に対する支援の充実【重要視点②】

- (1) 地域福祉活動の担い手の育成
- (2) 地域福祉の啓発・広報活動の充実
- (3) 福祉教育・ボランティア学習の充実
- (4) 各種団体等の活動支援

3. 福祉サービスの充実と適切な利用の推進

- (1) 支援をつなぐコーディネート仕組みづくり
- (2) 総合的な相談支援の充実
- (3) 福祉サービスの質の向上と利用支援
- (4) 自立支援活動の推進

4. 安全・安心な地域づくりの推進

- (1) 権利擁護体制の強化
- (2) 要配慮者の把握と支援体制の強化
- (3) 地域における防災・防犯機能の強化
- (4) ユニバーサルデザインの推進

第4章 地域福祉の展開

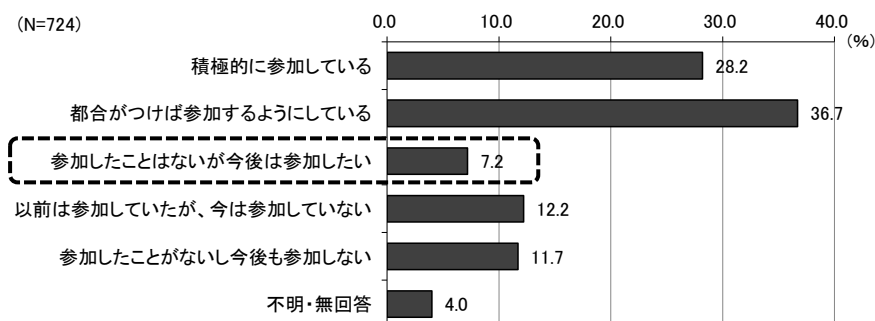
1 地域の支え合いによる福祉活動の推進【重要視点①】

地域における住民相互の支え合い・助け合いによる福祉推進のため、地域ぐるみで福祉活動を進めていけるよう、その体制づくりと気運の醸成に努めます。

市の現状

- 市民アンケートによると、地域組織の活動への参加について、「参加したことはないが今後は参加したい」が7.2%となっており、5年前のアンケートと比較して10.9ポイント低下しています。

【地域組織の活動への参加について】



- 関係団体へのヒアリングによると、地域住民との交流や活動への参加について、積極的に行っている団体と行っていない団体に分かれており、差が大きい状況です。また、障がい者団体等においては、住民の理解が進んでいないとの声がありました。
- 市では、広報やホームページ、CATV等を通じて地域福祉に関する情報提供を行っていますが、市民アンケートによると、「啓発・広報活動の充実」に対する重要度は高いにもかかわらず、満足度が低くなっています。

現状から見える課題

● 住民の「地域」に対する意識の低下

核家族化の進行やライフスタイルの変化に伴い、隣近所や地域でのつながりが段々と弱まり、それにつれて住民の自分たちの住む地域に対する意識の低下が見られます。

● 広報・啓発活動が不十分

市は取り組みを進めていますが、市民の満足度が低いということは、効果的な広報・啓発活動が行えていないことが考えられます。

(1) 地域活動への参加促進

住民が自分たちの住む地域に関心を持ち、地域活動への参加がしやすくなるよう、魅力ある地域行事やイベントを推進するとともに、その周知・啓発の方法を工夫します。また、参加・加入しやすい体制づくりに努めます。

市民の 取り組み (自助)

たとえば・・・

- 自分たちの住む地域に関心を持ち、地域の行事やイベントの情報を積極的に得るよう心がけましょう。
- 隣近所で声をかけ合って、地域活動へ参加するよう心がけましょう。

地域の 取り組み (共助)

たとえば・・・

- 住民が参加したくなる地域行事やイベントとなるよう工夫し、その周知を図りましょう。
- 新しく越してきた人や若い人の地域活動への参加を積極的に受け入れる土壌づくりを心がけましょう。

行政の 取り組み (公助)

- ①地域への関心の高揚
- ②住民が参加しやすい環境づくり

【具体的施策】

①地域への関心の高揚

- 年齢や性別、障がいの有無に関わらず、地域に暮らす誰もが活発に地域活動に参加できるよう、活動の活性化を図ります。
- 地域における祭り等の伝統行事の伝承と活性化を図るとともに、新たなイベント等の開催を検討し、住民が楽しんで参加できる地域行事を推進します。
- 誰もが地域活動の情報を容易に得ることができ、望む活動に参加できるよう、市広報紙やホームページ、CATV等において、合理的配慮の提供を行うとともに、幅広い周知・啓発を図ります。

②住民が参加しやすい環境づくり

- 住民が参加・加入しやすい地域活動組織の体制づくりを進めるとともに、積極的な情報提供を行います。

【関連事業】

事業名	所管課
「広報阿波」発行事業	秘書人事課
阿波市ホームページ事業	秘書人事課
コミュニケーション支援事業	社会福祉課
点字・声の広報等発行事業	社会福祉課
奉仕員養成研修事業	社会福祉課

(2) 交流の場づくり・仕組みづくりの推進

地域において、交流の拠点づくりを推進し、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、誰もが気軽に集まり、ふれあえる場づくりに努めます。また、地域住民が交流の場の設置や運営に主体となって関わっていく仕組みづくりを推進します。

市民の 取り組み (自助)

たとえば・・・

- 交流拠点づくりに積極的に関わるとともに、日常的に交流拠点を利用するよう心がけましょう。
- 交流拠点に集まる人と知り合い、ふれあうことを心がけ、交流するよう努めましょう。

地域の 取り組み (共助)

たとえば・・・

- 地域の空き家や空きスペース等の情報を市や社会福祉協議会と共有し、その有効な活用方法を検討しましょう。
- 交流拠点づくりを地域の重要な取り組みと位置づけ、地域住民を巻き込んで推進しましょう。

行政の 取り組み (公助)

- ①地域交流拠点づくりの推進
- ②意見交換会（座談会）の開催の検討
- ③地域交流拠点同士の連携の推進

【具体的施策】

①地域交流拠点づくりの推進

- 年齢や性別、障がいの有無に関わらず、地域に暮らす誰もが気軽に集まり、ふれあうことができる交流拠点の整備を推進します。
- 公民館等の既存施設の活用を検討することで、地域に根ざした交流拠点の整備を推進します。

②意見交換会（座談会）の開催の検討

- 住民の要望や地域の課題等の意見を集約するため、地域包括支援センターが中心となり、社会福祉課等関係機関と協働し、地域において意見交換会の開催を検討します。また、幅広く市民の声を聞けるよう、その体制づくりに努めます。

③地域交流拠点同士の連携の推進

- 交流拠点間の連携を図ることで、拠点ごとの活動の活性化を図るとともに、中学校区等、少し広い範囲での交流を推進します。

【関連事業】

事業名	所管課
地域活動支援センター事業	社会福祉課
小地域交流サロン	地域包括支援センター

(3) 外出・移動支援の充実

誰もが安全かつ円滑に移動ができ、活発に社会参加できるよう、公共交通の充実を図るとともに、一人での外出や移動が困難な人への支援に努めます。

市民の 取り組み (自助)

たとえば・・・

- 自分の住む地域に一人での外出や移動が困難で、不自由をしている人がいたら、民生委員・児童委員等に相談するように心がけましょう。

地域の 取り組み (共助)

たとえば・・・

- 地域の道路や公共交通の状況を確認し、買い物や通院等が困難な人がいないか把握をしましょう。
- 地域で独自の外出・移動支援ができないかを、市や社会福祉協議会等と検討しましょう。

行政の 取り組み (公助)

- ①公共交通の充実
- ②移動支援事業等の充実

【具体的施策】

①公共交通の充実

○現在の市民生活における身近な交通手段や市民ニーズに対応する新たな公共交通について、地域公共交通会議等による協議や計画等に基づき、交通形態の選択、実証運行の実施、その検証・評価の実施など、具体的な取り組みを進めます。

②移動支援事業等の充実

○障がいのある人等の安全かつ円滑な移動を支援するため、地域生活支援事業の移動支援事業を推進するとともに、車両移送型については社会福祉協議会のあさん号や社会福祉法人共生会のはくちょう号等との連携を、個別支援型については介護タクシー事業所等との連携強化を図ります。

【関連事業】

事業名	所管課
移動支援事業（個別支援型・車両移送型）	社会福祉課
地域バス路線運行費補助事業	企画総務課
チャイルドシート購入補助事業	企画総務課

(4) 健康づくり・生きがいつくりを通じた地域力の育成

健康づくりや生きがいつくりを通じて、地域におけるふれあいや交流を推進し、住民同士のつながりを深め、地域力の育成に努めます。

市民の 取り組み (自助)

たとえば・・・

- 地域で行われるスポーツ大会やレクリエーションに、積極的に参加するよう心がけましょう。
- 自分の体に関心を持ち、健康の維持・増進を図るため、日頃から適度に運動するよう心がけましょう。

地域の 取り組み (共助)

たとえば・・・

- 住民が楽しみながら健康づくりができるような行事やイベントを検討し、地域で開催しましょう。
- 交流拠点等における趣味や習い事を通じての交流が生きがいへとつながるよう、教室や講座の充実を図りましょう。

行政の 取り組み (公助)

- ①健康づくりの充実
- ②生きがいつくりの推進
- ③阿波市文化祭等の充実

【具体的施策】

①健康づくりの充実

- 自分の体や健康に関心を持てるよう、各種健診等の受診を広く呼びかけるとともに、健康づくりに関する講習やイベントを開催し、健康の重要性について周知・啓発を図ります。
- 介護予防の観点から、地域のみんなで楽しく運動をする習慣を身につけることで、閉じこもりを予防するとともに、筋力の維持・向上を目指し、介護予防サポーター等による取り組みを推進します。
- 健康的な生活を送るために、乳幼児健診や学校教育及び生涯学習において、食事の栄養バランスや生活のリズム、食品に関する正しい情報等を学ぶ食育を推進します。

②生きがいづくりの推進

- 住民が生きがいを持って、地域でいきいきと暮らせるよう、サロンやサークル等の教室の充実を図るとともに、住民主体の生きがいづくりの取り組みを支援します。

③阿波市文化祭等の充実

- 住民のやりがいと意識向上のため、地区公民館の発表会や阿波市文化祭等において、日頃の活動の成果を発表できる場を提供するとともに、地区文化祭等の住民同士が交流しながら活動する場づくりを支援します。

【関連事業】

事業名	所管課
健康増進事業	健康推進課
介護予防普及啓発事業	地域包括支援センター
介護予防ケアマネジメント事業	地域包括支援センター
食生活改善推進事業	健康推進課
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	社会福祉課
会館祭（隣保館地域交流事業）	人権課
阿波市文化祭	社会教育課

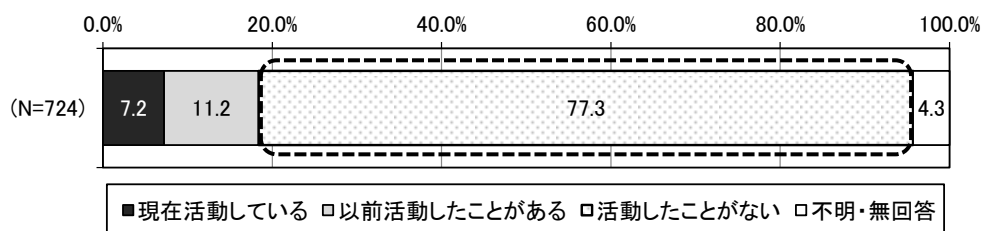
2 地域福祉活動に対する支援の充実【重要視点②】

地域における福祉活動の活性化のため、福祉教育の充実を図るとともに、活動の担い手の育成や各種活動団体の支援等を行い、お互いに助け合い、支え合う地域づくりに努めます。

市の現状

- 市民アンケートによると、福祉分野のボランティア活動（自治会等の地域活動以外）への参加について、「活動したことがない」が77.3%となっており、5年前のアンケートと比較して8.0ポイント上昇しています。

【福祉分野のボランティア活動への参加について】



- 関係団体へのヒアリングによると、市や社会福祉協議会との連携は図れているが、団体同士の連携は図れていないという団体がほとんどでした。団体同士の情報共有や意見交換等、交流ができる場や機会を望む声が多くありました。
- 市では、出前講座や介護予防講演会等を開催するとともに、市広報紙等で周知・啓発を図り、市民が福祉教育を学ぶ機会の提供に努めていますが、受講者や参加者の固定化が傾向として見られます。
- 各種団体への支援と連携に取り組んでいますが、連携体制がまだ不十分な団体が見られます。

現状から見える課題

●誰もが福祉教育を受けられる環境が不十分

市は福祉に関する講座や講演会を開催していますが、周知方法や開催数、開催場所の問題により、望む人すべてが受けられる環境が整っているとは言い難い状況です。

●各種団体の連携が不十分

市や社会福祉協議会と各種団体間の連携は概ね図れていますが、団体が集まるような場や機会がなく、団体同士の情報共有や連携が不十分となっています。

(1) 地域福祉活動の担い手の育成

地域における様々な課題や要望に、住民との協働によって対応するため、地域福祉活動の担い手の育成に努めます。

市民の 取り組み (自助)

たとえば・・・

- 地域のボランティア活動等の情報を得るように日頃から心がけ、自分にできるところからはじめてみましょう。
- 活動に参加している人や、参加を考えている人は、友人や近所の人等に声をかけ、一緒に参加するよう心がけましょう。

地域の 取り組み (共助)

たとえば・・・

- 地域における活動を広く周知し、住民の参加を呼びかけるとともに、住民が参加しやすい工夫をしましょう。
- 各種団体とボランティア活動が協働で地域福祉に取り組めるよう、連携を図りましょう。

行政の 取り組み (公助)

- ①ボランティアの育成支援
- ②アクティブ・シニアへの働きかけ
- ③地域支援事業等による人材育成の推進

【具体的施策】

①ボランティアの育成支援

- ボランティア講座や体験事業の充実を図るとともに、各種団体におけるボランティア育成の取り組みを支援します。
- ボランティア研修を実施するなど、ボランティアの資質向上を図るとともに、ボランティア活動を支援するボランティアコーディネーターの育成に努めます。
- 地域におけるボランティア活動の活性化を図るとともに、住民が参加しやすい体制づくりを推進します。

②アクティブ・シニアへの働きかけ

- 定年を迎えて、生活拠点が地域へと移行した人や、元気な高齢者等にボランティア団体の活動を紹介する機会を設け、参加を呼びかけます。
- 高齢者が活動に参加しやすいよう、身近な地域でのボランティア体験事業を実施するとともに、ボランティア活動の幅を広げることを検討します。

③地域支援事業等による人材育成の推進

- 介護予防・日常生活支援総合事業（緩和型サービス）開始に伴い、ヘルパーに代わって日常生活の支援ができる人材の育成を目的に、平成 29 年度から研修を実施します。
- 地域介護予防活動支援事業において、介護予防サポーター養成講座を実施し、地域で介護予防の普及・啓発ができる人材（介護予防サポーター）の育成を引き続き推進します。
- 認知症サポーターの養成講座を引き続き実施し、認知症への理解を深め、認知症患者とその家族を地域で支える人材のさらなる養成を推進します。
- 住民主体の介護予防等の教室について、介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス B 等に移行していけるよう、その立ち上げや活動を支援します。

【関連事業】

事業名	所管課
地域介護予防活動支援事業（介護予防サポーター養成講座）	地域包括支援センター
ボランティア連絡協議会補助金事業	社会福祉課

(2) 地域福祉の啓発・広報活動の充実

住民が地域福祉の取り組みを知り、関心を高め、担い手となるというよい流れができるよう、地域福祉に関する広報活動の充実を図るとともに、啓発に努めます。

市民の 取り組み (自助)

たとえば・・・

- 市広報紙やホームページ、社協だより等を見て、地域福祉に関する情報を得るように心がけましょう。
- 自治会等の身近な活動から、地域における助け合い・支え合いの取り組みに関わるように心がけましょう。

地域の 取り組み (共助)

たとえば・・・

- 地域における福祉活動について、住民がその情報を容易に得られるよう、周知方法を工夫しましょう。
- 地域福祉の啓発イベント等を積極的に実施するとともに、住民への参加を呼びかけましょう。

行政の 取り組み (公助)

- ①ボランティア活動の啓発
- ②ボランティアに関する広報活動の充実

【具体的施策】

①ボランティア活動の啓発

- 市広報紙やホームページ等を通じ、ボランティア活動の啓発を図るとともに、ボランティアへの参加呼びかけを推進します。
- 市の行事やイベント等において、ボランティア体験ができるコーナーを設けるなど、啓発を行います。

②ボランティアに関する広報活動の充実

- ボランティアをしたい人や興味がある人が、ボランティアの募集情報や活動内容を容易に得ることができるよう、広報活動の充実を図るとともに、分かりやすい情報提供を推進します。
- ボランティアがどのような取り組みを行っているのか、すべての住民が知ることができるよう、従来の市広報紙やホームページ等の内容を充実させるとともに、SNS等の新たな媒体による広報を検討します。

【関連事業】

事業名	所管課
「広報阿波」発行事業<再掲>	秘書人事課
阿波市ホームページ事業<再掲>	秘書人事課

(3) 福祉教育・ボランティア学習の充実

地域や福祉について関心を持ち、学び、助け合い・支え合いのまちづくりの担い手となる人を育成するため、学校教育や生涯学習における福祉教育・ボランティア学習の充実に努めます。

市民の

取り組み

(自 助)

たとえば・・・

- 日頃から地域や福祉について関心を持ち、様々な媒体から情報を得て、学ぶことを心がけましょう。
- 福祉に関する講演会や勉強会等に、友人や近所の人等と声をかけあって、参加するように心がけましょう。

地域の

取り組み

(共 助)

たとえば・・・

- 公民館等において、積極的に福祉に関する講演会や勉強会等を開催するように努めましょう。
- 住民の福祉教育に対する要望を把握し、住民の希望に沿った教育が展開できるよう努めましょう。

行政の

取り組み

(公 助)

- ①学校教育における福祉教育・ボランティア学習の充実
- ②生涯学習における福祉教育・ボランティア学習の推進
- ③人権や男女共同参画に関する啓発の推進
- ④地域支援事業等による人材育成の推進（再掲）

【具体的施策】

①学校教育における福祉教育・ボランティア学習の充実

- 子どもたちが福祉に対する正しい知識を得て、福祉や自分たちが暮らす地域への関心が高まるよう、課外活動の時間や総合学習の時間等を活用し、社会福祉協議会等と連携しながら、出前講座等の体験型の福祉教育やボランティア学習の充実を図ります。

②生涯学習における福祉教育・ボランティア学習の推進

- 一人でも多くの方が福祉に関心を持ち、自ら積極的に行動することができるよう、地域福祉やボランティアについて学習する機会を提供します。
- 地域の中で、障がいの有無に関わらず、子どもから高齢者までの多世代交流を図ることで、思いやりや助け合いの精神が育まれるよう、交流の場や機会を提供します。

③人権や男女共同参画に関する啓発の推進

- 地域や職場、学校等において、人権問題に関する勉強会等の取り組みを推進するとともに、啓発ビデオ等の学習教材の貸し出しを行い、学習活動を支援します。
- 男女共同参画社会を形成するための啓発や広報活動の充実を図り、家庭、地域、学校、職場等における意識改革を進めながら、男女共同参画推進のための住民リーダー育成等の取り組みを推進します。

④地域支援事業等による人材育成の推進（再掲）

- 介護予防・日常生活支援総合事業（緩和型サービス）開始に伴い、ヘルパーに代わって日常生活の支援ができる人材の育成を目的に、平成 29 年度から研修を実施します。
- 地域介護予防活動支援事業において、介護予防サポーター養成講座を実施し、地域で介護予防の普及・啓発ができる人材（介護予防サポーター）の育成を引き続き推進します。
- 認知症サポーターの養成講座を引き続き実施し、認知症への理解を深め、認知症患者とその家族を地域で支える人材のさらなる養成を推進します。
- 住民主体の介護予防等の教室について、介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス B 等に移行していただけるよう、その立ち上げや活動を支援します。

【関連事業】

事業名	所管課
家庭の教育力の充実	社会教育課
人権ふれあいフェスティバル	社会教育課
心のリフォーム学級	社会教育課
平和学習	社会教育課
人権啓発・男女共同参画講演会	社会教育課
人権教育推進協議会補助金事業	社会教育課

事業名	所管課
子ども民生委員活動推進モデル事業	社会福祉課
地域の子育て力の充実	子育て支援課
人権講演会	人権課
男女共同参画の推進	人権課

(4) 各種団体等の活動支援

地域福祉活動の主要な主体である各種団体の取り組みを支援するとともに、団体同士が情報共有して、協働で地域福祉活動が推進できるよう、連携体制づくりに努めます。

市民の 取り組み (自助)

たとえば・・・

- 市広報紙や社協だより等を通じ、地域の団体等の活動について情報を得るように心がけましょう。
- 地域で活動している団体等のイベントや行事に積極的に参加し、交流を図ることを心がけましょう。

地域の 取り組み (共助)

たとえば・・・

- 地域における活動を広く周知し、住民の参加を呼びかけるとともに、住民が参加しやすい工夫をしましょう。
- 各種団体の活発な活動を支援するとともに、団体同士の交流の場や機会を設けることを検討しましょう。

行政の 取り組み (公助)

- ①各種団体の支援と連携強化
- ②NPOや住民活動団体の創設支援

【具体的施策】

①各種団体の支援と連携強化

- 地域住民や市、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等と協働して地域課題の解決にあたるよう、協力体制の強化を図るとともに、それぞれの活動を支援します。
- 各種団体の連携による重層的な取り組みが展開できるよう、団体同士が情報共有や意見交換を行うことができる場や機会を提供します。

②NPOや住民活動団体の創設支援

- 多様化する福祉の課題や要望に柔軟に対応できるよう、NPO法人をはじめとする住民活動団体の創設を支援します。

【関連事業】

事業名	所管課
高齢者労働能力活用事業	社会福祉課
運動自主グループの活動支援	健康推進課
老人クラブ補助金事業	社会福祉課
社会福祉協議会運営補助金事業	社会福祉課
介護予防サポーターの活動支援	地域包括支援センター
民生委員児童委員協議会補助金事業	社会福祉課
婦人団体連合会補助金事業	社会福祉課

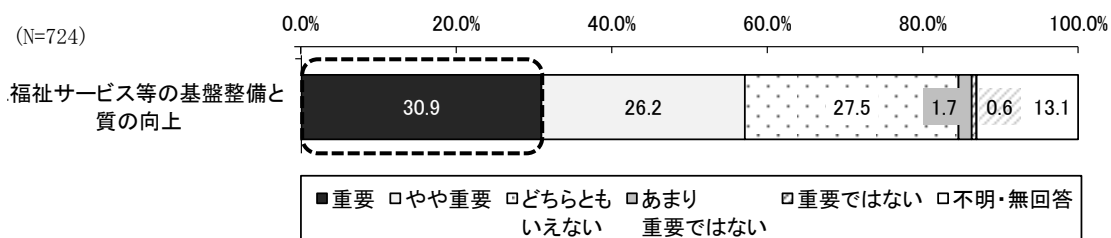
3 福祉サービスの充実と適切な利用の促進

福祉サービスを必要とする人が、必要なサービスを円滑に受けられるように、サービス内容と提供体制の充実を図るとともに、サービスの適切な利用を促進します。

市の現状

- 市民アンケートによると、福祉サービス等の基盤整備と質の向上について、「重要」が30.9%、「やや重要」が26.2%となっており、住民の要望が高いことがうかがえます。

【福祉サービス等の基盤整備と質の向上について】



- 市民アンケートの自由回答によると、気軽に何でも相談でき、情報提供もしてくれる総合的な窓口を望む声が複数ありました。
- 関係団体へのヒアリングによると、どの団体も福祉サービスの十分な提供に努め、職員や会員等の研修を実施するなど、サービスの質の向上に取り組んでいますが、法や制度の狭間にいる人について、協働体制による対応強化を望む声がありました。
- 市では、介護保険事業計画や障がい者計画、子ども・子育て支援事業計画等の個別計画に基づき、担当各課が適切な福祉サービスの提供に努めていますが、地域包括ケアシステムの構築等、課や主体を超えた協働による取り組みが増えていることから、さらなる連携体制の強化の必要性をあげている課が複数ありました。

現状から見える課題

●総合的な相談体制が不十分

市では各課で住民の相談に対応していますが、分野や担当に関わらず、福祉に関するすべての相談に対応できる窓口や、相談支援体制が不十分となっています。

●サービスを必要とする人とサービスをつなぐコーディネートが不十分

サービスを必要とする人が、どうすればサービスを利用できるかの情報提供と相談対応を行い、サービスへつなぐコーディネートが不十分となっています。

(1) 支援をつなぐコーディネートの仕組みづくり

制度やサービスを知らない、申請や手続き方法が分からないという理由で、福祉サービスを利用できない人がいないよう、支援を必要とする人とサービスを円滑につなぐコーディネートの充実を図るとともに、関係機関の連携を強化し、重層的な支援が行えるよう努めます。

市民の 取り組み (自助)

たとえば・・・

- 困りごとがあれば、一人で抱え込まずに身近な人や民生委員・児童委員等に相談しましょう。
- 地域や近所で支援を必要とする人を見かけたら、民生委員・児童委員等に相談するように心がけましょう。

地域の 取り組み (共助)

たとえば・・・

- 民生委員・児童委員を中心に、住民の一番身近な相談相手として、住民の困りごとや要望の把握に努めましょう。
- 市や社会福祉協議会等との連携を密にし、支援が必要な住民が必要なサービスを利用できるように努めましょう。

行政の 取り組み (公助)

- ①地域包括ケアシステムの強化
- ②関係機関との連携による取り組みの推進

【具体的施策】

①地域包括ケアシステムの強化

- 高齢者だけでなく、障がいのある人やその他の支援を必要とする人が、住み慣れた地域で安心して生活を送り続けられるよう、保健・福祉・医療等のサービスを包括的・継続的に提供できる体制づくりを推進します。
- ボランティア団体等、福祉活動を行う団体との連携を強化し、地域全体で高齢者や障がいのある人等の支援を必要とする人を見守るネットワークの構築を図ります。

②関係機関との連携による取り組みの推進

- 高齢者や障がいのある人が、個々の状況や生活環境に適したサービスを利用することができるよう、多職種が連携し、効果的な支援ができる体制づくりを推進します。
- 地域包括ケアシステムの構築を実現するため、専門機関や団体による地域ケア会議を引き続き開催し、個別ケースへの対応を通じた連携強化を図ります。
- コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や生活支援コーディネーター等により、地域の中で困っている人にいち早く気づき、一緒に問題解決を考え、見守り、必要に応じて行政や各種団体の支援へとつなげることができる仕組みづくりを検討します。

【関連事業】

事業名	所管課
阿波市管内介護支援専門員連絡会	地域包括支援センター
介護予防ケアマネジメント事業<再掲>	地域包括支援センター
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	地域包括支援センター
生活支援体制整備事業	地域包括支援センター
地域ケア会議推進事業	地域包括支援センター

(2) 総合的な相談支援の充実

住民が気軽に相談窓口へ足を運べるよう、相談窓口の周知を図るとともに、体制の拡充に努めます。また、対応する職員の専門性等、資質の向上に努めます。

市民の

取り組み

(自 助)

たとえば・・・

- 福祉に関する相談窓口がどこにあるのか、情報を得るよう心がけましょう。
- 身近に支援を必要とする人がいれば、相談をしてみるように促すことを心がけましょう。

地域の

取り組み

(共 助)

たとえば・・・

- 住民が困りごとや悩みごとを、地域で気軽に相談できるような場と体制の整備に努めましょう。
- 地域で把握した支援を必要とする人の状況等を、必要に応じて専門家に相談し、支援へとつなげるよう努めましょう。

行政の

取り組み

(公 助)

①相談窓口の周知と体制の拡充

②総合的な相談窓口の整備

【具体的施策】

①相談窓口の周知と体制の拡充

- 住民に何かしらの困りごとが生じた際、どこに行けばいいか分からないということがないように、各種相談窓口の周知と情報提供を推進します。
- それぞれの相談窓口で、より適切な相談対応ができるよう、研修への参加促進や相談窓口間の連携を密にするなど、相談窓口機関のネットワーク強化を図ります。

②総合的な相談窓口の整備

- 相談窓口に専門職を配置し、個々の職員の専門性を高めるとともに、複合したケースについては他課と連携して対応できる体制づくりを進めることにより、最初に相談した窓口で、利用者がより高い満足を得られるように努めます。

【関連事業】

事業名	所管課
相談事業	人権課
発達相談	健康推進課
総合相談事業	地域包括支援センター
民生委員・児童委員の相談・援助活動	社会福祉課
障害者相談支援事業	社会福祉課
市町村相談支援機能強化事業	社会福祉課
家庭児童相談事業	子育て支援課
ひとり親家庭相談事業	子育て支援課

(3) 福祉サービスの質の向上と利用支援

福祉サービスを今まで以上に充実させるため、職員の研修への参加等による質の向上を図るとともに、利用者が必要なサービスを円滑に利用できるよう支援を推進します。

市民の 取り組み (自助)

たとえば・・・

- 福祉サービスについて、情報を積極的に得るように心がけましょう。
- 普段困っていることや、「あったらいいな」と思う支援等について、地域に発信するよう心がけましょう。

地域の 取り組み (共助)

たとえば・・・

- 地域に不足している福祉サービスを把握し、市や社会福祉協議会等と連携して、その充足に努めましょう。
- 地域の福祉課題を把握し、その解決に取り組めるよう、地域の関係主体の連携を支援しましょう。

行政の 取り組み (公助)

①福祉サービスの提供体制の確保・充実

②情報発信・情報提供の充実

【具体的施策】

①福祉サービスの提供体制の確保・充実

- 児童福祉サービス、高齢者福祉サービス、障がい福祉サービス等の各種福祉サービスについて、支援を必要とする人が不足なくサービスを利用できるよう、関係機関の連携のもと、必要量の確保に努めます。
- 利用者がより安全で安心な暮らしを送れるよう、研修等により職員の資質向上に努めるとともに、関係機関の情報共有を図り、各種福祉サービスの質の充実に努めます。

②情報発信・情報提供の充実

- 支援を必要とする人が、必要な制度やサービスの情報を容易に得られるよう、市広報紙やホームページ等による分かりやすい情報提供を推進します。
- 視覚障がいや聴覚障がい等の有無に関わらず、誰もが必要な情報を適切に得られるよう、合理的配慮の提供を推進します。

【関連事業】

事業名	所管課
老人保護措置事業	社会福祉課
敬老事業	社会福祉課
入浴助成券交付事業	社会福祉課
高齢者生活支援ハウス運営事業	社会福祉課
市福祉大会におけるダイヤモンド・金婚祝事業	社会福祉課
居宅サービス事業（介護予防支援事業）	地域包括支援センター
地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センター
家族介護用品支給事業	地域包括支援センター
住宅改修支援事業	地域包括支援センター
日中一時支援事業	社会福祉課
移動支援事業（個別支援型・車両移送型）〈再掲〉	社会福祉課
福祉ホーム利用費助成事業	社会福祉課
延長保育事業（幼稚園預かり保育）	学校教育課
あわっ子はぐくみ医療費助成事業	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	子育て支援課
通常保育事業	子育て支援課
延長保育事業	子育て支援課
一時保育事業	子育て支援課

事業名	所管課
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	子育て支援課
子育て短期支援事業（ショートステイ）	子育て支援課
放課後児童健全育成事業	子育て支援課
病児・病後児保育事業	子育て支援課
子育て応援ヘルパー派遣事業	子育て支援課
高齢者住宅改造促進事業	社会福祉課
老人日常生活用具給付等事業	社会福祉課
重度身体障害者住宅改造助成事業	社会福祉課
日常生活用具給付等事業	社会福祉課
重度心身障害者医療費助成事業	社会福祉課
ひとり親家庭等医療費助成事業	社会福祉課
一人暮らし高齢者安否確認事業	社会福祉課
「広報阿波」発行事業＜再掲＞	秘書人事課
阿波市ホームページ事業＜再掲＞	秘書人事課
コミュニケーション支援事業＜再掲＞	社会福祉課
点字・声の広報等発行事業＜再掲＞	社会福祉課
奉仕員養成研修事業＜再掲＞	社会福祉課
阿波市スマイルファミリー不妊治療応援事業	健康推進課

(4) 自立支援活動の推進

様々な理由で生活が困窮している人や、地域社会に参加できない人に対し、適切な支援を行うことで、充実した生活が送れるよう、自立や社会参加を推進します。

市民の 取り組み (自助)

たとえば・・・

- 自立支援に関する正しい情報を得て、自分や身のまわりの人が困った時は、SOSを発信できるようにしましょう。
- 地域で生活が困窮している人や、ひきこもりの人を見かけたら、民生委員・児童委員等に相談するよう心がけましょう。

地域の 取り組み (共助)

たとえば・・・

- 地域において、自立支援を必要とする人を把握し、関係機関と情報を共有するように努めましょう。
- 自立支援を必要とする人が、地域社会に参加しやすいよう、体制や環境づくりに努めましょう。

行政の 取り組み (公助)

- ①経済的支援の推進
- ②就労支援対策の充実
- ③ひきこもり対応の充実

【具体的施策】

①経済的支援の推進

- 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業や住居確保給付金の支給を行います。
また、貧困の連鎖を断ち切るため、子どもの学習支援を推進します。
- 各地区の民生委員協議会定例会等で、各委員が情報交換や研修を行い、相談業務のスキルアップを図れるよう、民生委員・児童委員の活動を支援します。

②就労支援対策の充実

- 障がいのある人や生活困窮者等の自立した生活を支援するため、ハローワーク等の関係機関と連携し、個々の状況に応じた就労支援を推進します。
- 「阿波市障がい者計画」に基づき、障がいのある人の自立と生活安定を支援できるように、雇用機会の拡大と福祉的就労の場の確保を図ります。

③ひきこもり対応の充実

- ひきこもり状態にある人やその家族を対象に、自立に向けた相談を行うとともに、就労等を目標とした訓練機会の提供を図ります。
- ひきこもり状態にある人が地域に溶け込めるよう、その取り組みを支援します。

【関連事業】

事業名	所管課
自立相談支援事業	社会福祉課
夏期社会適応訓練事業（生活訓練等事業）	社会福祉課
更生訓練費給付事業	社会福祉課
自動車運転免許取得・改造助成事業	社会福祉課
本人活動支援事業	社会福祉課
生活訓練等事業（パソコン講座）	社会福祉課
生活訓練等事業（料理講習）	社会福祉課
障害者自立支援給付事業	社会福祉課
障害者自立支援医療費事業	社会福祉課
要保護・準要保護児童生徒就学援助制度	学校教育課
奨学金貸与事業	学校教育課

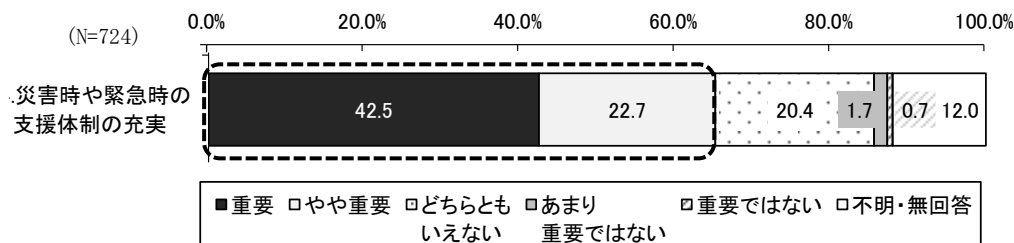
4 安全・安心な地域づくりの推進

住民が住み慣れた地域で安全に、安心して生活が送れるよう、地域の防災・防犯機能の強化を図るとともに、すべての市民の権利が尊重され、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりに努めます。

市の現状

- 市民アンケートによると、災害時や緊急時の支援体制の充実について、「重要」が42.5%、「やや重要」が22.7%となっており、調査した市の取り組みの中でもっとも重要度が高く、住民の要望が非常に高いことがうかがえます。

【災害時や緊急時の支援体制の充実について】



- 関係団体へのヒアリングによると、現在市内に5か所ある福祉避難所について、その重要性から、今後さらに増えることを望む声がありました。
- 市では、徳島新聞阿波市専売店会、生活協同組合とくしま生協、社会福祉法人共生会、障がい者就労支援センターかがやき（移動スーパー）、郵便局と「高齢者の生活状況の見守りに関する協定」等を締結することにより、地域における見守り体制の拡充に取り組んでいますが、市内全域の見守りを行うには、事業所も人材も不足している状況です。また、地域ぐるみの防災体制の充実のため、自主防災組織の結成を推進していますが、結成率が伸び悩んでおり、防災に対する意識に地域差が見られます。
- 市では、人権尊重のための講演会の開催等を行っていますが、市民の参加が低迷している状況です。

現状から見える課題

●避難行動要支援者に対する取り組みが不十分

市は避難行動要支援者名簿の作成等を進め、災害等緊急時における避難支援を推進していますが、住民や関係機関との連携に課題が見られます。

●地域間の防災への意識の差

地域において自主防災組織の結成や避難訓練の実施を推進していますが、取り組みには地域差があり、自主防災組織がない地域もあります。

(1) 権利擁護体制の強化

認知症や障がい等の理由で判断能力が十分でない人が安心して暮らせるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業等を円滑に利用できるよう支援するとともに、虐待等の人権侵害に関して早期発見に努め、適切な対応を推進します。

市民の 取り組み (自助)

たとえば・・・

- 成年後見制度等の、判断能力が十分でない人の権利を守る制度について、理解を深めるよう心がけましょう。
- 虐待等のおそれのある人や家庭を見かけたら、市や関係機関にすぐ連絡することを心がけましょう。

地域の 取り組み (共助)

たとえば・・・

- 地域において、成年後見制度や日常生活自立支援事業等を必要とする人の状況を把握し、支援へつなぎましょう。
- 虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）等のおそれがある家庭がないか、地域で把握するよう努めましょう。

行政の 取り組み (公助)

- ①日常生活自立支援事業の推進
- ②成年後見制度の充実
- ③人権侵害への対応の推進

【具体的施策】

①日常生活自立支援事業の推進

- 判断能力が十分でない人が、安全に暮らせるよう、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等に関する援助を実施します。
- 日常生活自立支援事業の周知・啓発を行い、市民の理解を深めるとともに、この事業を必要とする人やその家族が、円滑に利用できるように努めます。

②成年後見制度の充実

- 判断能力が十分でない人について、本人を法律的に支援する成年後見制度の利用促進を図ります。
- 成年後見制度の周知・啓発を行い、市民の理解を深めるとともに、この制度を必要とする人やその家族が、円滑に利用できるように努めます。

③人権侵害への対応の推進

- 民生委員・児童委員等との連携を強化し、虐待やDV等の早期発見に努めるとともに、被害者の安全確保のための一時的な保護や自立支援等を推進します。
- 市の人権課や、人権擁護地区委員による特設人権相談等、人権侵害に関する相談窓口を周知するとともに、専門相談員や法務局・人権擁護委員等の関係機関との連携を強化し、市民が安心して相談できる体制の充実を図ります。
- 増加するインターネットにおける人権侵害等に対応するため、平成29年度から月1回の相談対応を実施するとともに、その周知・啓発を図ります。

【関連事業】

事業名	所管課
権利擁護事業	地域包括支援センター
成年後見制度利用支援事業	社会福祉課
DV防止支援対策事業	子育て支援課
児童虐待防止対策事業	子育て支援課
虐待防止ネットワーク事業	子育て支援課
人権相談事業	人権課

(2) 要配慮者の把握と支援体制の強化

高齢者や障がいのある人だけでなく、子どもや子育て世帯、介護をしている人等、何らかの配慮を必要としている人たちに対し、必要な支援を適切に提供できるよう、支援体制の強化を図ります。

市民の 取り組み (自助)

たとえば・・・

- 普段から地域の行事や話し合いに参加するよう心がけ、自分の住む地域の状況を把握するようにしましょう。
- 近所に一人暮らしの高齢者世帯や、支援を必要とする世帯がある場合は、近くの人々で見守りを心がけましょう。

地域の 取り組み (共助)

たとえば・・・

- 地域において、支援を必要とする人が、必要な支援を受けられているか把握しましょう。受けられずに困っている人がいれば、市や社会福祉協議会等と情報共有し、適切な支援へとつなぎましょう。

行政の 取り組み (公助)

- ① 地域での見守りネットワークづくり
- ② 制度の狭間にいる人に対する横断的な支援
- ③ 在宅介護者への支援の充実

【具体的施策】

①地域での見守りネットワークづくり

- 一人暮らしの高齢者や障がいのある人等、何らかの支援を要する人に対し、民生委員・児童委員や地域住民による見守り活動が適切に行われるよう、その体制づくりを支援します。
- 子どもが事件や事故に巻き込まれないよう、スクールガードリーダーによる取り組みをはじめ、登下校の見守り等、地域住民との連携・協働において推進します。
- 地域の企業や団体等へ見守り活動について協力を仰ぐとともに、見守り活動に賛同する企業や団体等に対して見守りステッカーを配布し、店舗等に掲示してもらうことで、地域住民への周知・啓発に努めます。

②制度の狭間にいる人に対する横断的な支援

- 制度やサービスを知らずに受けられない人がいないよう、福祉に関する分かりやすい情報提供に努めるとともに、支援が必要であるのに受けていない人の把握に努めます。
- 複合的な支援を必要とする人や、新たなケース等で、担当主課が明確でない事案や人に対しても、関係機関が連携することで、横断的な支援ができるよう体制づくりを推進します。

③在宅介護者への支援の充実

- 高齢者や障がいのある人等を在宅で介護している人に対し、その負担を軽減できるように在宅福祉サービスの充実を図ります。
- 介護者が互いに悩み等を相談し合いながら意見交換し、息抜きのできる場として、地域に誰でも活用できる交流拠点の設置を目指します。

【関連事業】

事業名	所管課
高齢者軽度生活援助事業	地域包括支援センター
高齢者緊急通報体制等整備事業	地域包括支援センター
認知症総合支援事業	地域包括支援センター
一人暮らし高齢者安否確認事業<再掲>	社会福祉課
特別支援教育就学奨励費支給事業	学校教育課
障がいのある児童生徒の教育の充実	学校教育課
適応指導事業	学校教育課
友愛訪問活動事業	社会福祉課

(3) 地域における防災・防犯機能の強化

災害等の緊急時に、避難行動に支援が必要な人が迅速かつ安全に避難できるよう、避難行動要支援者名簿と個別計画の作成を進めるとともに、関係機関の連携による避難行動支援の体制強化を図ります。

市民の 取り組み (自助)

たとえば・・・

- 災害等の緊急時に、支援が必要なのはどのような人なのかを知るように心がけましょう。
- 避難行動要支援者の個別計画の策定に関して、協力を依頼された場合には、進んで協力するよう心がけましょう。

地域の 取り組み (共助)

たとえば・・・

- 避難行動要支援者の個別計画の策定に関して、市と連携して情報共有を図るなど、円滑な策定に協力しましょう。
- 地域において、避難行動要支援者の避難を支援できるよう、住民や関係機関との連携体制の確立に努めましょう。

行政の 取り組み (公助)

- ①避難行動要支援者名簿の作成及び個別計画の策定
- ②避難行動要支援者支援ネットワークの整備
- ③福祉避難所の設置

【具体的施策】

①避難行動要支援者名簿の作成及び個別計画の策定

- 地域において、災害等の緊急時にどれくらい避難行動に支援が必要な人がいるのかを把握するため、避難行動要支援者名簿の作成を推進します。
- 避難行動要支援者名簿をもとに、災害等の緊急時に避難行動要支援者が迅速かつ安全に避難できるよう、避難行動要支援者ごとの個別計画の作成を推進します。

②避難行動要支援者支援ネットワークの整備

- 避難行動要支援者名簿や個別計画に基づき、市や社会福祉協議会、各種団体及び住民による連携によって、すべての避難行動要支援者が迅速かつ安全に避難できるよう、避難支援のネットワーク構築や体制づくりを推進します。

③福祉避難所の設置

- 災害発生時等に、一般の指定避難所での生活が困難で、特別な支援を必要とする高齢者や障がいのある人等の二次避難所となる福祉避難所の設置では、施設自体の安全性(耐震等)が確保され、バリアフリー化の図られた、福祉避難所としての機能を有する市内の福祉施設等について、その指定を推進します。

【関連事業】

事業名	所管課
避難行動要支援者名簿事業（旧災害時要援護者台帳事業）	社会福祉課
一人暮らし高齢者安否確認事業<再掲>	社会福祉課
高齢者緊急通報体制等整備事業<再掲>	地域包括支援センター

(4) ユニバーサルデザインの推進

誰もが安心して外出し、安全に移動できるよう、公共施設や道路のバリアフリー化を進めるとともに、案内表示や市の発行物等においてユニバーサルデザインに配慮するなど、すべての人にとって暮らしやすいまちづくりを進めます。

市民の 取り組み (自助)

たとえば・・・

- 公共の建物や公園、道路等の利用しやすさや、表示の見やすさ等を意識するよう心がけましょう。
- 企業等においては、オフィスの段差の解消等、バリアフリー化を推進しましょう。

地域の 取り組み (共助)

たとえば・・・

- 地域において、段差等で移動が困難な箇所や、見えづらい配色の案内表示等がないか、把握しましょう。
- 市や社会福祉協議会、各種団体等と連携して、地域におけるユニバーサルデザインを推進しましょう。

行政の 取り組み (公助)

- ①ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- ②既存の公共施設等におけるバリアフリーの推進

【具体的施策】

①ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- 今後建設を行う公共性の高い施設や道路、また、標識や案内表示の配色や字体において、ユニバーサルデザインを推進します。
- 市広報紙やホームページをはじめ、市が発行する冊子やパンフレットの印刷物において、誰もが見やすく分かりやすいものとなるよう、ユニバーサルデザインに配慮します。

②既存の公共施設等におけるバリアフリーの推進

- 既存の公共性の高い施設について、段差解消等のバリアフリー化を推進するとともに、道路等における移動危険箇所の把握と改修に努めます。

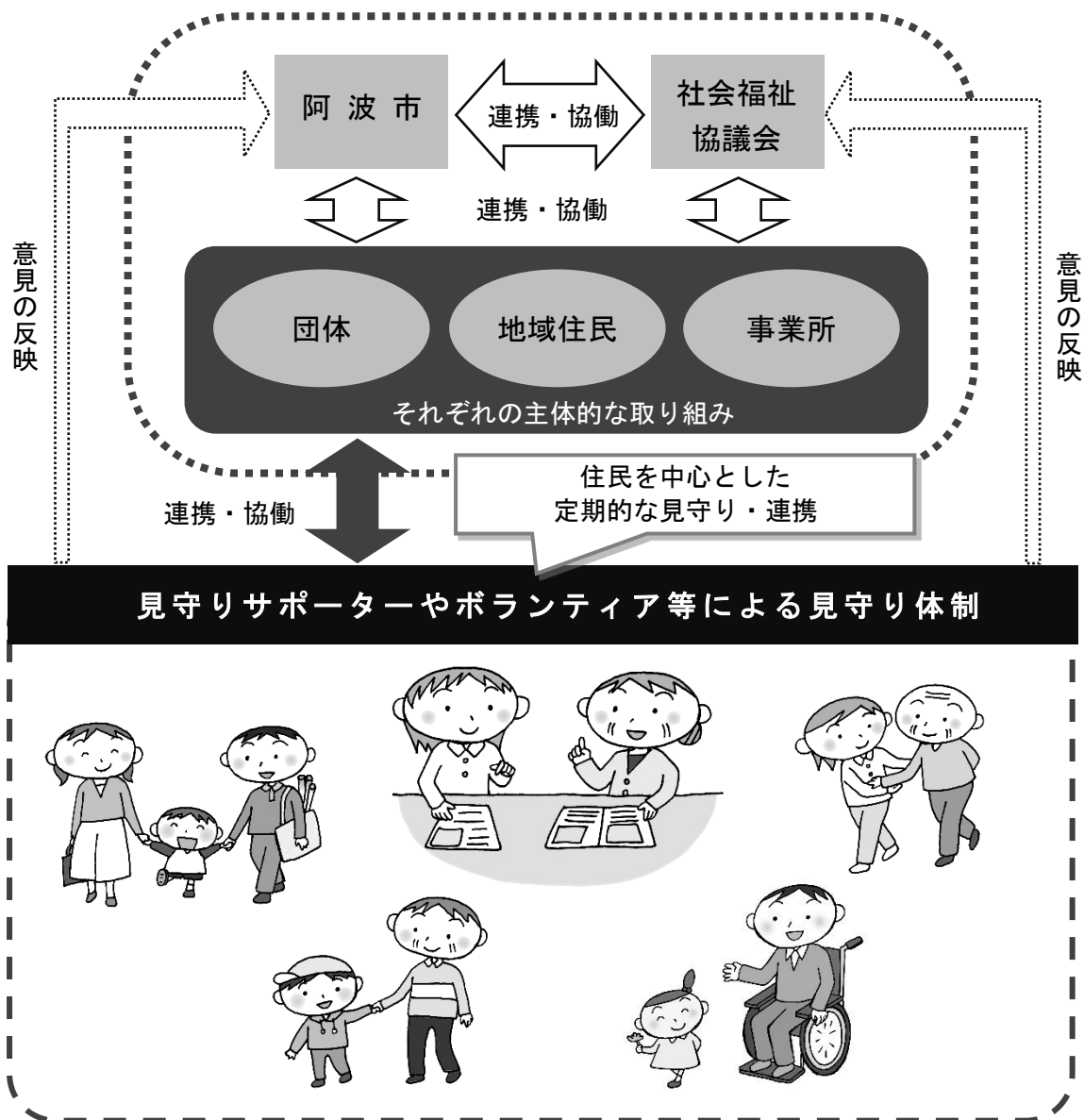
第5章 計画の推進体制

1 計画の推進・見守り体制の構築

地域福祉を推進するためには、地域住民や団体、事業所、関係機関等と目的を共有し、積極的な協働を進めることが重要になります。

そのためには、それぞれの主体的な取り組みを充実させつつ、それを地域全体に働きかけていく仕組みづくりが必要になってきます。自助・共助を推進するとともに、見守りサポーター等による住民主体の見守り体制を地域で構築し、地域福祉計画を推進していきます。

●○計画の推進・見守りイメージ



2 行政の役割

地域福祉を推進する関係機関・団体等の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、行政内部においては、福祉・保健・医療分野をはじめ、雇用・教育・文化・交通・住宅など関係各課との連携強化を図り、市政の様々な分野において地域福祉の視点から施策を見直し、あるいは横断的な施策が推進されるよう取り組みます。

また、地域福祉への住民参加の機会の拡充に努めるとともに、総合相談体制や地域福祉活動拠点の整備支援、情報提供の充実等に努めます。

3 社会福祉協議会との連携強化

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施・普及・助成等、地域に密着しながら、地域福祉を推進するための様々な事業を行っています。本計画の基本理念及び基本目標を達成するために、地域福祉活動への住民参加をはじめとして、計画の各分野で社会福祉協議会の認知度が高くなり、さらに大きな役割を担うことが期待されます。

このため、社会福祉協議会の地域福祉活動計画等と相互に連携しながら、本計画に基づく各施策を推進します。

4 地区別の推進体制

社会福祉協議会の策定した地域福祉活動計画（計画期間：平成26年度～30年度。ただし、平成29年度に前倒しで各地区見直し予定）においては吉野、土成、市場、阿波の4つの地区別に課題を洗い出し、その解決のために何をすべきかを、目標を定めながら、地区の取り組みとして具体的に示しています。

本計画においても、各施策を推進していく中で、地域福祉活動計画における地区ごとの取り組みについて、社会福祉協議会等と連携しながら推進、支援します。

(1) 吉野地区【地域福祉活動計画】

キャッチフレーズ		【シャキシャキ・キラキラ 絆深める吉野町】 育てる・守る・つなげる
分野	具体的な行動	本計画との整合性
健康	歩くことの啓発のため、世界記録に挑戦イベント検討	1 (4) 健康づくり・生きがいづくりを通じた地域力の育成
	キッズキッチン開催等	
自然・環境	アドプト運動	2 (1) 地域福祉活動の担い手の育成
	災害時等のネットワークづくり(ハートマップ)等	4 (3) 地域における防災・防犯機能の強化
つながり・ふれあい	ふれあいいいききサロン強化	1 (2) 交流の場づくり・仕組みづくりの推進
	子育てサロン強化	
よしの力	イベントの開催	1 (1) 地域活動への参加促進
	講座、講演会の開催	2 (1) 地域福祉活動の担い手の育成
	よしの力連絡協議会の設置	

(2) 土成地区【地域福祉活動計画】

キャッチフレーズ		“元気な笑顔で お接待 土成” おいしいもの D○ですか?
分野	具体的な行動	本計画との整合性
地域力	集いのカフェや小地域でのサロン開設	1 (2) 交流の場づくり・仕組みづくりの推進
	声かけ運動や登下校時見守り活動の推進等	2 (1) 地域福祉活動の担い手の育成 4 (2) 要配慮者の把握と支援体制の強化
安全な暮らし	地域の情報交換の機会づくり	1 (2) 交流の場づくり・仕組みづくりの推進
	ボランティアセンター開設	2 (1) 地域福祉活動の担い手の育成
	災害時を想定した地域ごとのシミュレーション等	4 (3) 地域における防災・防犯機能の強化
生活環境	地域独自の外出・買物支援サービス提供の検討	3 (3) 福祉サービスの質の向上と利用支援
	街灯やガードレールの設置等	4 (3) 地域における防災・防犯機能の強化
観光・産業	ITを使った情報の発信	1 (1) 地域活動への参加促進
	ワークショップ開催等	1 (2) 交流の場づくり・仕組みづくりの推進

(3) 市場地区【地域福祉活動計画】

キャッチ フレーズ	おもてなしのまち・高齢者に優しい市場
--------------	--------------------

分野	具体的な行動	本計画との整合性
高齢者	あいさつから交流の輪づくり	1 (1) 地域活動への参加促進
	小地域サロンの開催等	1 (2) 交流の場づくり・仕組みづくりの推進
少子化	小学校や児童館を活用した体験学習等の実施	2 (3) 福祉教育・ボランティア学習の充実
	空き家活用	2 (4) 各種団体等の活動支援
環境	ゴミのポイ捨て防止活動	1 (4) 健康づくり・生きがいづくりを通じた地域力の育成
	森林や野鳥等の資源活用	
地域防災	避難場所や経路の確認等、地域における防災活動	4 (3) 地域における防災・防犯機能の強化

(4) 阿波地区【地域福祉活動計画】

キャッチ フレーズ	ちからをAWAせて支え合い 絆深めて阿波の町 ～自然いっぱい ☺ 笑顔いっぱい～
--------------	---

分野	具体的な行動	本計画との整合性
つながり	声かけ・見守り強化等	4 (2) 要配慮者の把握と支援体制の強化
	地域サロンの開催等	1 (2) 交流の場づくり・仕組みづくりの推進
ふれあい	スポーツイベント観戦等	1 (4) 健康づくり・生きがいづくりを通じた地域力の育成
	交流イベントの開催等	
健康	料理教室・講演会開催等	1 (4) 健康づくり・生きがいづくりを通じた地域力の育成
	マラソン大会参加呼びかけ等	
環境	ゴミゼロ運動（ボランティアによるゴミ拾い等）	2 (1) 地域福祉活動の担い手の育成

5 住民、ボランティア、NPO、民間事業者等の役割

住民においては、一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。また、地域福祉の担い手としての意識を強く持ち、同時に自らボランティア等の地域活動に積極的かつ主体的に参加するなど、具体的な活動を実践していくことが重要です。

民間事業者においても、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供や公開、他のサービスとの連携に取り組むことが求められます。また、地域福祉のニーズに基づく新たなサービスや住民の福祉への参加支援、福祉のまちづくりへの参画を促進することが重要です。

本計画を実効性のあるものにするためには、こうした住民をはじめボランティアやNPO、事業者、民間企業等の様々な主体による自主的な取り組みと、相互の連携による協働の取り組みが重要です。

6 コミュニティにおける推進体制

地域コミュニティと行政の協働により、地域の課題の解決に向け取り組んでいくことが今後の地域づくりには必要となっており、地域資源の発掘、再生、創造に向けた取り組みは極めて重要です。今後、こうした地域コミュニティ等が、共通する目的や課題を共有し、相互に役割を分担しながら活動していくことができるよう地域のコミュニティ組織を強化するとともにその連携を図ることが求められます。

住民が積極的に地域のコミュニティに参加し、地域のコミュニティ活動を活性化することにより、行政と連携して地域の課題の解決に取り組むことのできる地域コミュニティづくりを目指します。

そこで、本計画の推進にあたって、地域住民の積極的な参画を促すとともに、コミュニティを中心に、ボランティア団体、自治会、民生委員・児童委員、人権擁護委員等とも連携を強め、地域一体となって地域福祉活動を推進していくことが必要であり、コミュニティの中で、その体制づくりを促進するとともに、市としても積極的な支援を行います。

7 国や県等との整合・連携

総合的かつ効果的な地域福祉計画の推進を図るため、国や県と整合性を図るとともに、近隣市町との共有・連携を図ります

資料編

1 阿波市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 28 年 7 月 29 日
告示第 81 号

(目的)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき、本市における地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、阿波市地域福祉計画策定業務策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 策定委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に係る調査等に関すること。
- (3) 計画を策定するための基本事項の検討及び総合的調整に関すること。
- (4) その他、計画の策定にあたり必要と認められること。

(組織等)

第 3 条 策定委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉関係団体代表者
- (2) ボランティア団体代表者
- (3) 学識経験者
- (4) その他市長が適当と認めた者

(委員長及び副委員長)

第 4 条 策定委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、策定委員会を統括し、策定委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 策定委員会の会議は、必要に応じ委員長が召集し、議長となる。

(関係者の出席)

第 6 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外者の者に会議の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 策定委員会の庶務は、阿波市社会福祉課において処理する。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成 28 年 7 月 29 日から施行する。
- 2 この告示は、計画の策定が完了したときに効力を失う。

2 阿波市地域福祉計画策定委員名簿

	職 名	氏 名	備 考
1	阿波市民生委員児童委員連絡協議会副会長	廣瀬 佳宏	
2	阿波市身体障害者会会長	桑村 美博	
3	阿波市手をつなぐ育成会会長	福井 公子	
4	阿波市医師会会長	笠井 謙二	
5	阿波市ボランティア協議会会長	廣海 美穂子	
6	阿波市社会福祉協議会会長	沖津 正紀	副委員長
7	阿波市社会福祉協議会事務局長	井内 尚美	
8	阿波市老人クラブ連合会会長代行	枝澤 貞夫	平成 28 年 9 月 13 日就任
9	阿波市婦人団体連合会会長	加藤 ハルコ	
10	社会福祉法人 共生会 理事長	原 照代	平成 28 年 9 月 13 日就任
11	養護老人ホーム伊月荘施設長	木村 幸子	
12	阿波市人権擁護地区委員会会長	篠原 えり子	
13	NPO法人阿波市めだかの学校 事務局	長谷川 祥子	
14	徳島県ハンセン病支援協会会長	十川 勝幸	
15	社会福祉法人 蓬莱会 常務理事	大塚 忠廣	委員長
16	四国大学 短期大学部 教授	日開野 博	
17	副市長	藤井 正助	平成 29 年 2 月 28 日退任
18	教育長	坂東 英司	
19	健康福祉部長	高島 輝人	

※敬称略・順不同

第2次阿波市地域福祉計画

発行年月：平成29年3月

発行：阿波市

編集：阿波市 健康福祉部 社会福祉課

〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田
201 番地 1

T E L : 0883-36-6811

F A X : 0883-36-5158
